

令和5年度 中野市総合教育会議 次第

日 時：令和6年1月30日(火)

午後2時00分

場 所：中野市役所5階 会議室52

1 開 会

2 あいさつ

市 長

教育長

3 会議事項

不登校児童・生徒への支援について

4 閉 会

不登校児童・生徒への支援について

1 不登校支援の取組み

○中間教室（中野市ハロールーム）

- ・現在、担当者を「中間教室指導員」として、南宮中学校に1名配置している。
- ・令和6年度から担当者を「不登校児童・生徒支援員」の名称とし、学校教育課に配置する。

○フリースクール認証制度開始に伴う支援

- ・令和6年度から始まる長野県の「信州型フリースクール認証制度」と連携した支援。（県は事業所の運営を支援すると公表している）

○中野市登校支援情報共有会

- ・令和4年度から開催している、学校教育課・子ども相談室・中間教室・NPO法人ぱーむぼいす・北信圏域障害者総合相談支援センター・県SSW（スクールソーシャルワーカー）で構成している会で、令和6年度は年6回開催予定。

○登校支援コーディネーター

- ・学校への登校を支援することを目的に、令和5年度から全11小・中学校の校務分掌に位置付けた。
- ・令和6年度は、4月に11名の登校支援コーディネーター全体の研修会を行う。
- ・子どもとのかかわり方を学ぶ発達心理とカウンセリング講座（主催：長野県・NPO法人長野県子どもサポートセンター）を研修の一環として受講する。

○教育相談コーディネーター

- ・従来より不登校支援を担当している学校教育課の指導主事を、令和6年度から「教育相談コーディネーター」として位置付け、不登校児童・生徒の多様な学びの場の支援を行う。

○相談室との連携

- ・4中学校の相談室担当の教員や教育支援員と学校教育課が連携し、不登校生徒の支援にあたる。

○個人シートの活用

- ・令和6年度から支援会議や関係者会議で活用できる、教育支援計画を兼ねた「個人シート(仮)」を活用する。

2 研修等の充実

○教育支援員等の研修

- ・令和6年度の年度当初、教育支援員に対し支援内容の指示等の研修を学校教育課主導で行う。

○スクリーニング会議等での情報共有・意見交換

- ・令和6年度は中学校では令和5年度並みの年4回程度実施し、県SSWや外部支援者が参加できるよう年間計画に位置付ける。
- ・小学校6学年の児童については、年度の早い時期から中学校との情報共有を行う。

○中野市校長会及び教頭会での意見交換・情報共有

- ・令和6年度の年度当初に、市全体の不登校支援の概要を説明する。
- ・令和6年10月に全11小・中学校の取組み・成果等について協議する。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 【調査結果の概要】

令和5年10月

長野県教育委員会事務局心の支援課

□調査の趣旨

児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

□調査の主体 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課

□調査項目 いじめ 暴力行為 不登校（長期欠席） 高等学校中途退学 等

□調査期間 令和4年度間

□調査対象 全国の国公私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全校

□長野県の結果【概要】

○ いじめの認知件数は9,603件（65件減）

- ・学校種別では、中学校の認知件数が増加した。
- ・いじめの解消済み件数の割合は、全国より高くなっている。

○ 暴力行為の発生件数は1,320件（51件増）

- ・校種別では、小・中・高等学校全ての校種において暴力行為が増加。内容別では生徒間暴力が最も多く、いずれも全国と同様の傾向となっている。
- ・増加の背景に、様々な活動が再開され接触機会が再開されたり、児童生徒に対する丁寧な見取りにより把握が増えたりしたことが増加の一因と考えられる。

○ 小・中学校における不登校児童生徒数は5,735人（1,028人増）、高等学校では949人（162人増）

- ・不登校児童生徒数は10年連続で増加しており、全国と同様に過去最多となっている。
- ・増加の背景として、休養の必要性等の浸透や、生活環境の変化により生活リズムの乱れやすい状況、様々な制限のある学校生活の中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況があったこと等が考えられる。

○ 高等学校中途退学者数は581人（107人増）

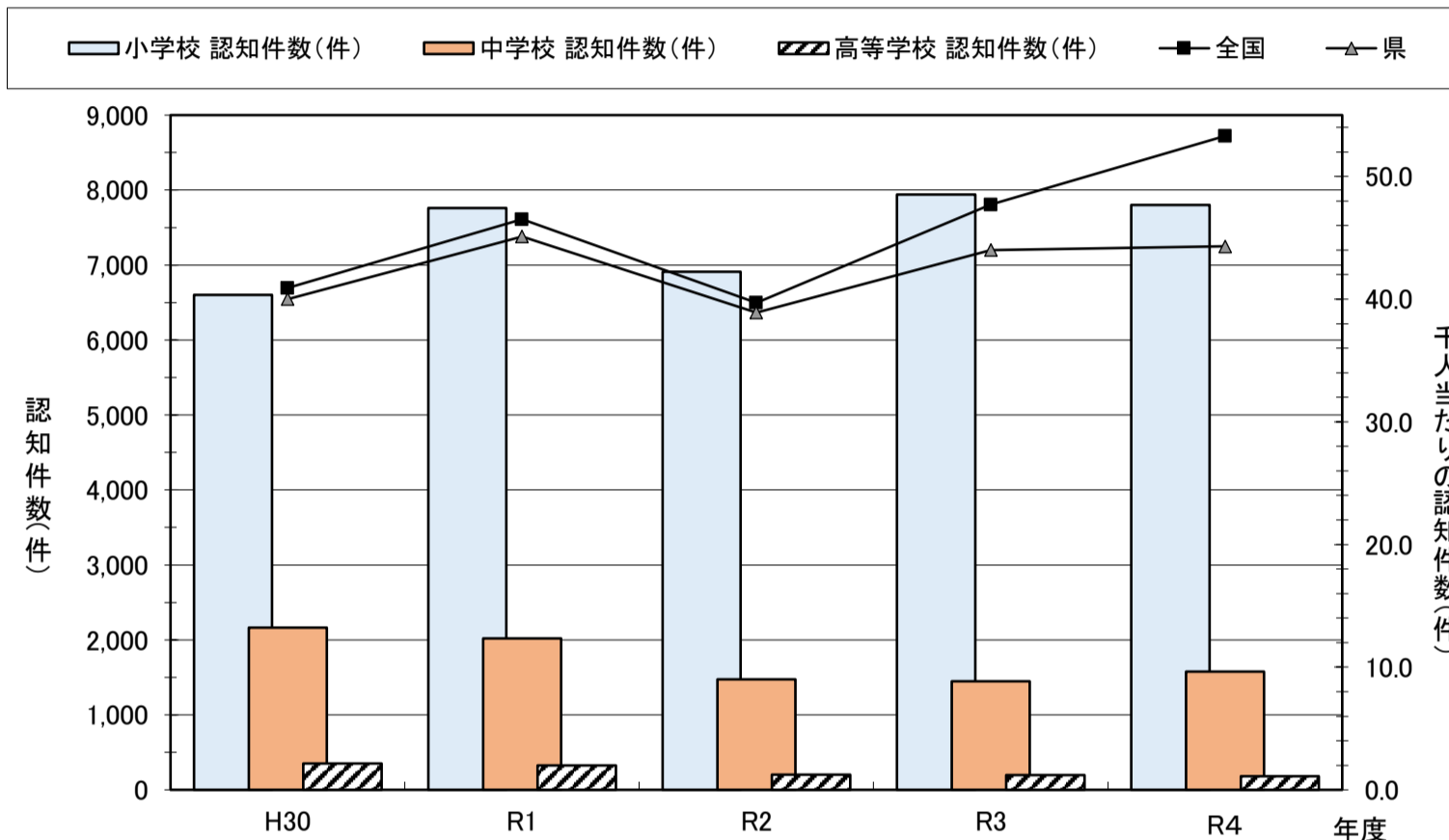
- ・中途退学者数は、全国と同様に増加し、中途退学率は1.0%に増加した。
- ・事由別では、「進路変更」「学校生活・学業不適應」が主な理由となっている。

※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の情報を利用し本資料を作成。文部科学省が都道府県別に公表していない項目等の長野県数値については、統計法第33条に基づく申請の上承諾を得ている。
※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

令和4年度 いじめの状況について

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、9,603件（前年度9,668件）であり、前年度より65件（0.7%）減少。1,000人当たりの認知件数は44.3件である。
- 学校種別では、中学校の認知件数が増加し、小学校、高等学校、特別支援学校では減少。増加の背景には、様々な活動が徐々に再開され接触機会が増加したことが考えられ、減少の背景にはこれまで以上に児童生徒に目を配り予防的な支援・指導を行ったこと等が考えられる。

1 校種別認知件数及び1,000人当たりの認知件数の推移



年度		H30	R1	R2	R3	R4	
小学校	認知件数	6,603	7,758	6,910	7,942	7,803	
	前年度増減	2,615	1,155	▲ 848	1,032	▲ 139	
中学校	認知件数	2,166	2,020	1,475	1,450	1,576	
	前年度増減	1,075	▲ 146	▲ 545	▲ 25	126	
高等学校	認知件数	351	325	203	198	180	
	前年度増減	137	▲ 26	▲ 122	▲ 5	▲ 18	
特別支援学校	認知件数	86	95	50	78	44	
	前年度増減	50	9	▲ 45	28	▲ 34	
合計	認知件数	9,206	10,198	8,638	9,668	9,603	
	前年度増減	3,877	992	▲ 1,560	1,030	▲ 65	
	1,000人当たりの認知件数	県	40.0	45.1	38.9	44.0	44.3
		全国	40.9	46.5	39.7	47.7	53.3

(注) 調査対象校: 県内国公私立小中高(通信制含む)特別支援学校 713校

2 いじめ発見のきっかけ

[単位：件、%]

区分		令和4年度			令和3年度		
		計	構成比		計	構成比	
			県	全国		県	全国
学校の教職員等が発見		5,553	57.8	63.8	5,795	59.9	66.2
内訳	アンケート調査などの学校の取組により発見	3,538	36.8	51.4	3,688	38.1	54.2
	学級担任が発見	1,690	17.6	9.6	1,788	18.5	9.5
	学級担任以外の教職員が発見	243	2.5	2.4	236	2.4	2.1
	養護教諭が発見	63	0.7	0.3	62	0.6	0.3
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	19	0.2	0.1	21	0.2	0.1
学校の教職員以外からの情報による発見		4,050	42.2	36.2	3,873	40.1	33.8
内訳	本人からの訴え	2,352	24.5	19.2	2,241	23.2	18.2
	本人の保護者からの訴え	1,102	11.5	11.8	963	10.0	10.7
	他の児童生徒からの情報	409	4.3	3.6	409	4.2	3.4
	他の保護者からの情報	152	1.6	1.3	236	2.4	1.2
	学校以外の関係機関からの情報	21	0.2	0.1	19	0.2	0.1
	その他（匿名による投書など）	3	0.1	0.1	4	0.1	0.1
	地域の住民からの情報	11	0.1	0.1	1	0.1	0.1
計		9,603	100.0	100.0	9,668	100.0	100.0

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

3 いじめの態様（複数回答）

[単位：件、%]

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	構成比	
						県	全国
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	4,498	1,064	99	20	5,681	59.2	57.4
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,161	163	32	4	1,360	14.2	11.7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	2,109	194	11	4	2,318	24.1	23.4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	614	57	5	0	676	7.0	6.5
金品をたかられる	48	9	3	1	61	0.6	0.9
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	496	54	3	1	554	5.8	5.4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする	364	114	17	2	497	5.2	10.0
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	92	105	43	6	246	2.6	3.5
その他	384	61	16	8	469	4.9	4.5
計	9,766	1,821	229	46	11,862		

(注) 構成比は、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

4 いじめの解消の状況

[単位：件、%]

区分	件数	構成比	
		長野県	全国
解消済み ※1	7,892	82.2	77.1
取組中	1,697	17.7	22.8
その他 ※2	14	0.1	0.1
計	9,603	100.0	100.0

※1: 解消済み(下記2項目を満たして解消となる)

①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続。

②被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが認識できる。

※2: 転居等で一定の人間関係が解消 等

5 いじめ重大事態

[単位：件]

区分	長野県	全国
発生校数	3	844
発生件数	3	923
1号重大事態	2	448
2号重大事態	1	617
1,000人当たりの発生件数	0.01	0.07

(注) 調査対象校：国公立小中高(通信含)特別支援学校 713校

・第1号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・第2号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

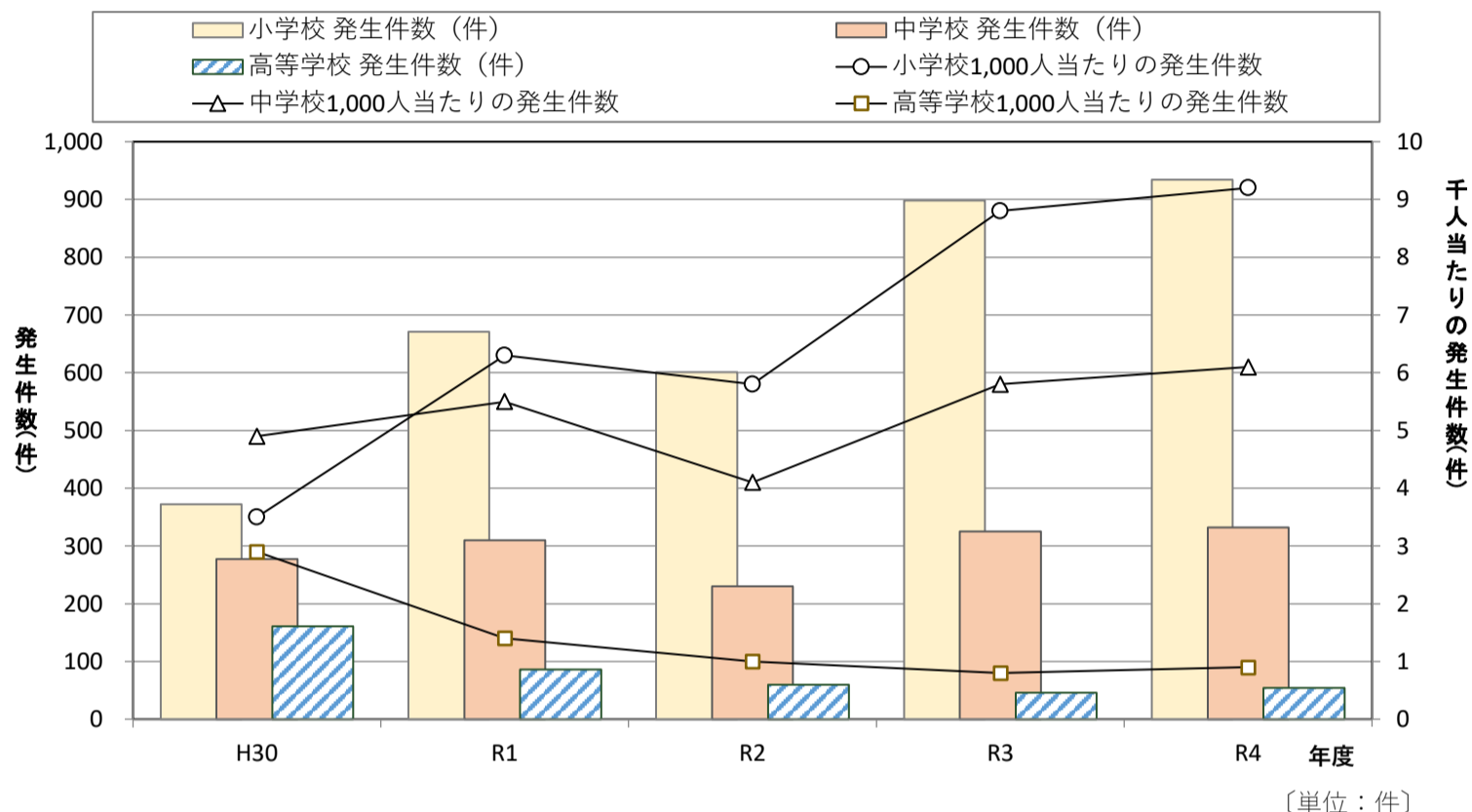
・1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

○ 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は1,320件（前年度1,269件）であり、前年度から51件（4.0%）増加。児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.2件（前年度5.8件）である。

○ 全ての校種において暴力行為が増加。内容別では生徒間暴力が最も多く、いずれも全国と同様の傾向となっている。

○ 暴力行為の増加の背景として、積極的な認知による暴力行為の把握が増えたこと等が考えられる。

1 校種別発生件数及び1,000人当たりの発生件数の推移



年 度		H30	R1	R2	R3	R4	
小学校	発生件数	372	671	601	898	934	
	前年度増減	206	299	▲ 70	297	36	
	1,000人当たりの発生件数	県	3.4	6.3	5.8	8.8	9.2
		全国	5.7	6.8	6.5	7.7	9.9
中学校	発生件数	277	310	230	325	332	
	前年度増減	71	33	▲ 80	95	7	
	1,000人当たりの発生件数	県	4.8	5.5	4.1	5.8	6.1
		全国	8.9	8.8	6.6	7.5	9.2
高等学校	発生件数	161	86	60	46	54	
	前年度増減	16	▲ 75	▲ 26	▲ 14	8	
	1,000人当たりの発生件数	県	2.6	1.4	1.0	0.8	0.9
		全国	2.1	2.0	1.2	1.2	1.3
合計	発生件数	810	1,067	891	1,269	1,320	
	前年度増減	293	257	▲ 176	378	51	
	1,000人当たりの発生件数	県	3.6	4.8	4.1	5.8	6.2
		全国	5.5	6.1	5.1	6.0	7.5

(注)調査対象校: 県内国公立・小中高等学校(通信制含む) 674校

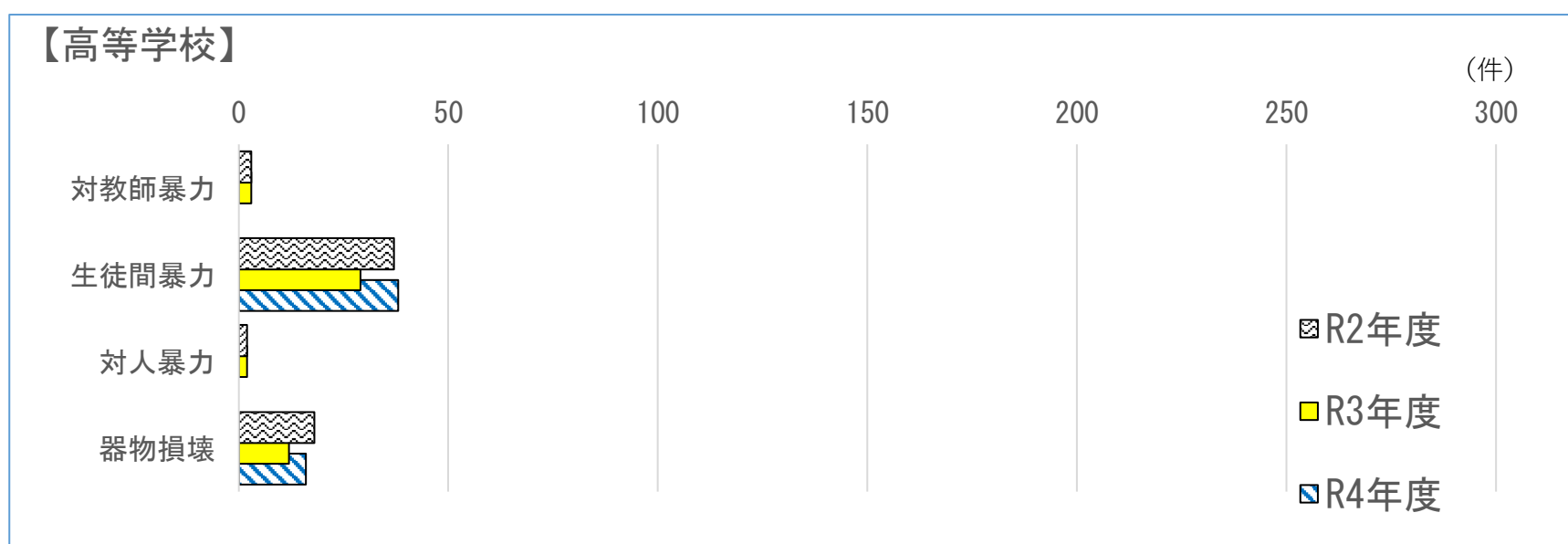
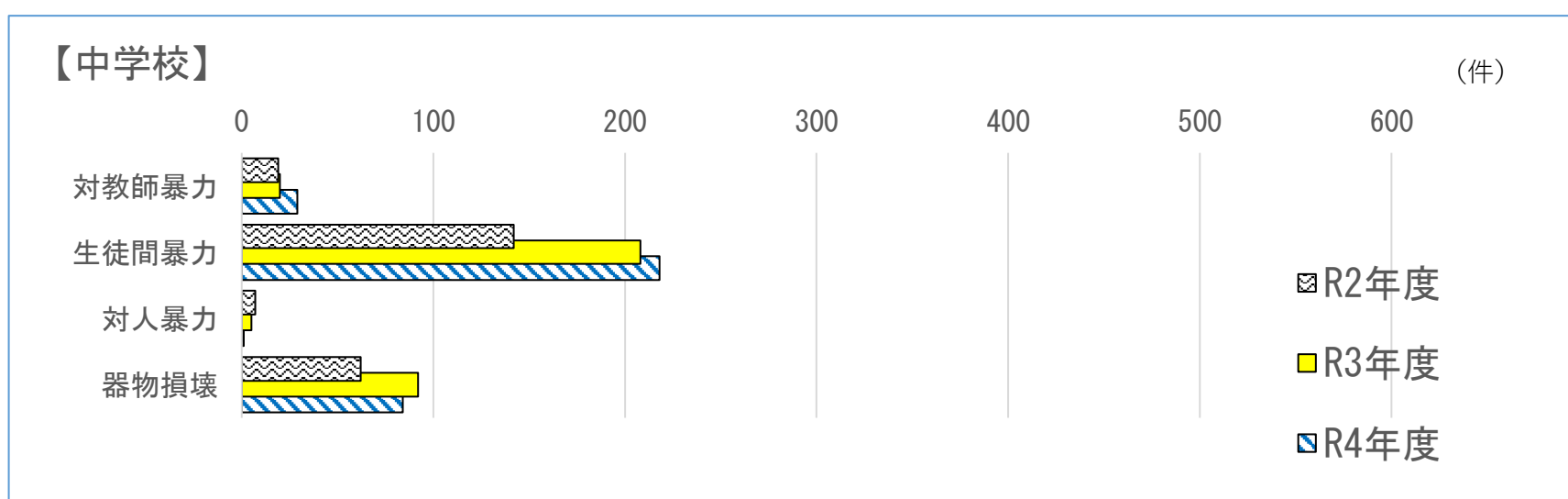
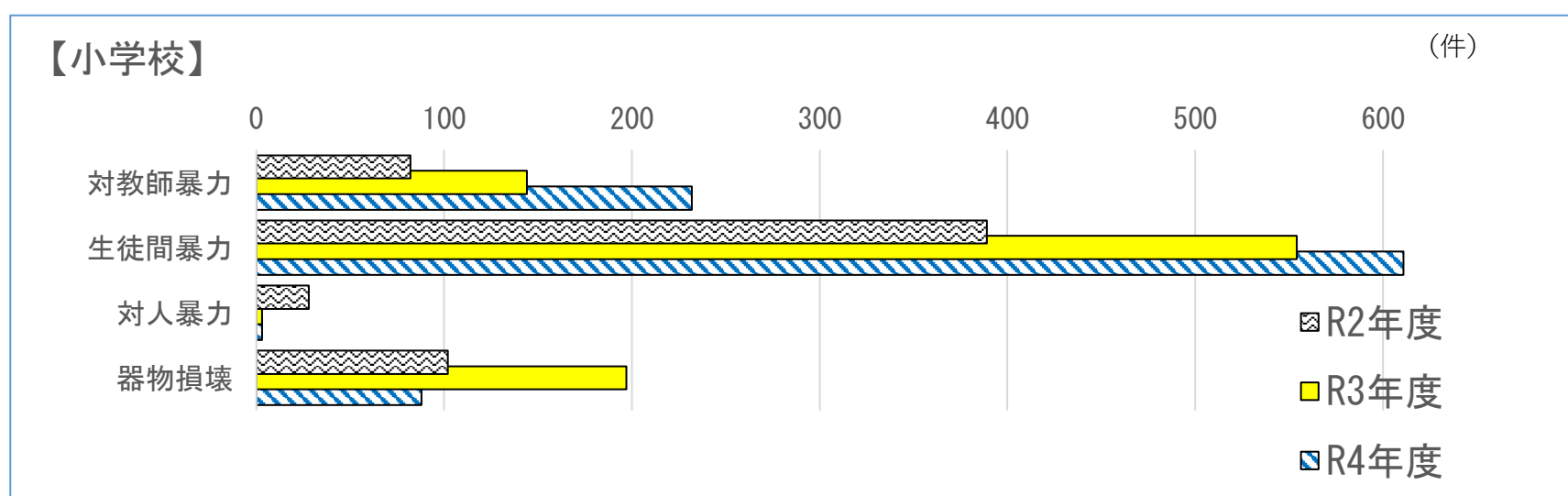
2 校種別・内容別発生件数

[単位：件]

校種 内容	対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊			合計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
小学校	82	144	232	389	554	611	28	3	3	102	197	88	601	898	934
中学校	19	20	29	142	208	218	7	5	1	62	92	84	230	325	332
高等学校	3	3	0	37	29	38	2	2	0	18	12	16	60	46	54
計	104	167	261	568	791	867	37	10	4	182	301	188	891	1,269	1,320

(注1) 調査対象校：県内国公立・小中高等学校(通信制含む)674校

(注2) 「器物損壊」は、学校の管理下で起きた場合のみを集計

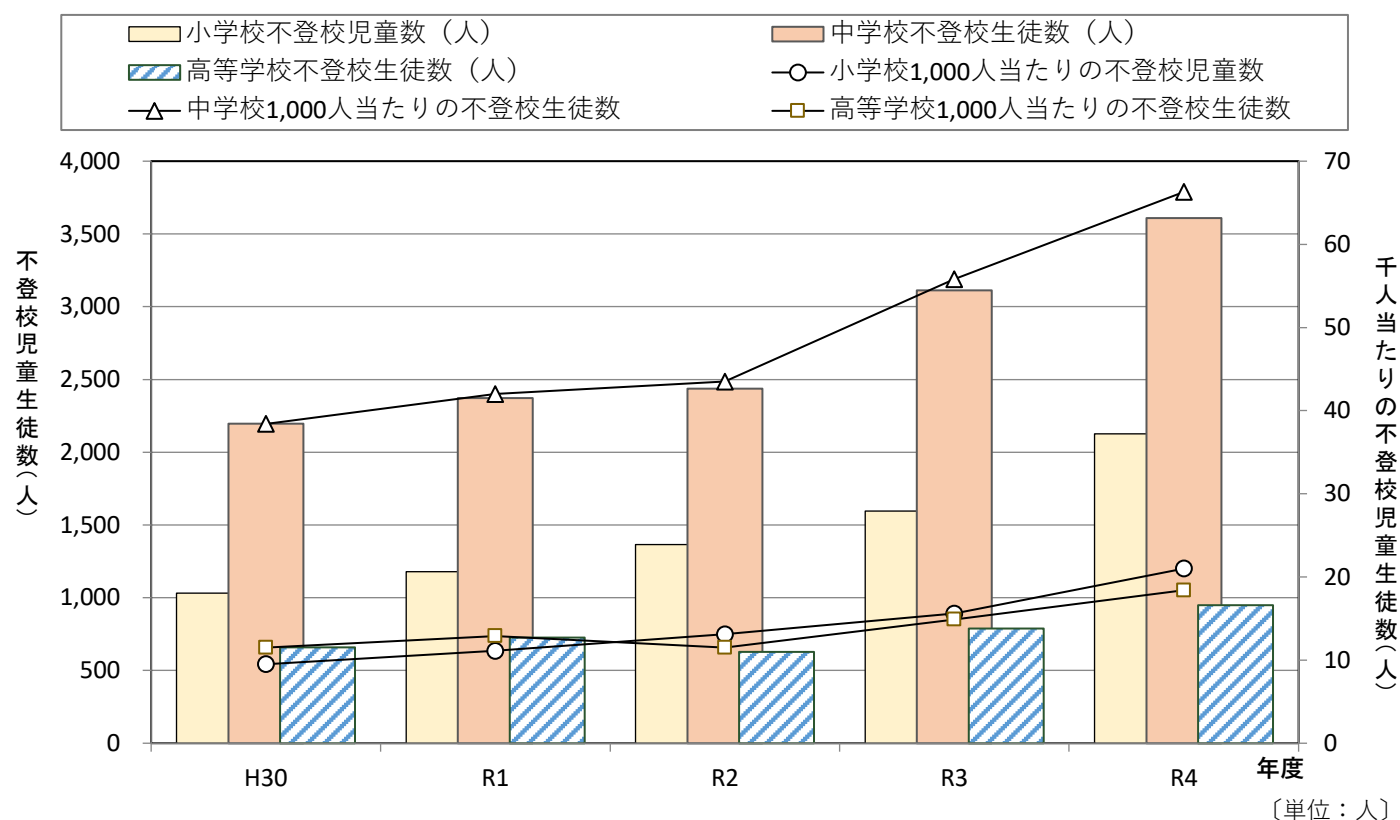


令和4年度 不登校の状況について

心の支援課

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、5,735人（前年度4,707人）であり、前年度から1,028人（21.8%）増加した。1,000人当たりの不登校児童生徒数は36.9人（前年度29.8人）で、全国と同様に過去最多となっている。
- 高等学校における不登校生徒数は、949人（前年度787人）であり、前年度から162人（20.6%）増加している。1,000人当たりの不登校生徒数は18.4人（前年度14.9人）であり、全国と同様の傾向である。
- 不登校児童生徒数が増加した背景として、休養の必要性等の浸透や、コロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況、制限のある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況があったこと等も背景として考えられる。

1 不登校児童生徒数及び1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



年 度		H30	R1	R2	R3	R4	
小 学 校	不登校児童数	1,032	1,178	1,365	1,596	2,125	
	前年度増減	326	146	187	231	529	
	1,000人当たりの 不登校児童数	県	9.5	11.1	13.1	15.6	21.0
		全国	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中 学 校	不登校生徒数	2,197	2,373	2,437	3,111	3,610	
	前年度増減	316	176	64	674	499	
	1,000人当たりの 不登校生徒数	県	38.4	42.0	43.5	55.8	66.3
		全国	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
小 中 合 計	不登校児童生徒数	3,229	3,551	3,802	4,707	5,735	
	前年度増減	642	322	251	905	1,028	
	1,000人当たりの 不登校児童生徒数	県	19.5	21.8	23.7	29.8	36.9
		全国	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7
高 等 学 校	不登校生徒数	660	726	628	787	949	
	前年度増減	12	66	▲ 98	159	162	
	1,000人当たりの 不登校生徒数	県	11.5	12.9	11.5	14.9	18.4
		全国	16.3	15.8	13.9	16.9	20.4

(注) 調査対象校：県内国公私立・小中高等学校(通信制含まない) 665校

2 90日以上欠席している不登校児童生徒及び欠席日数別構成比

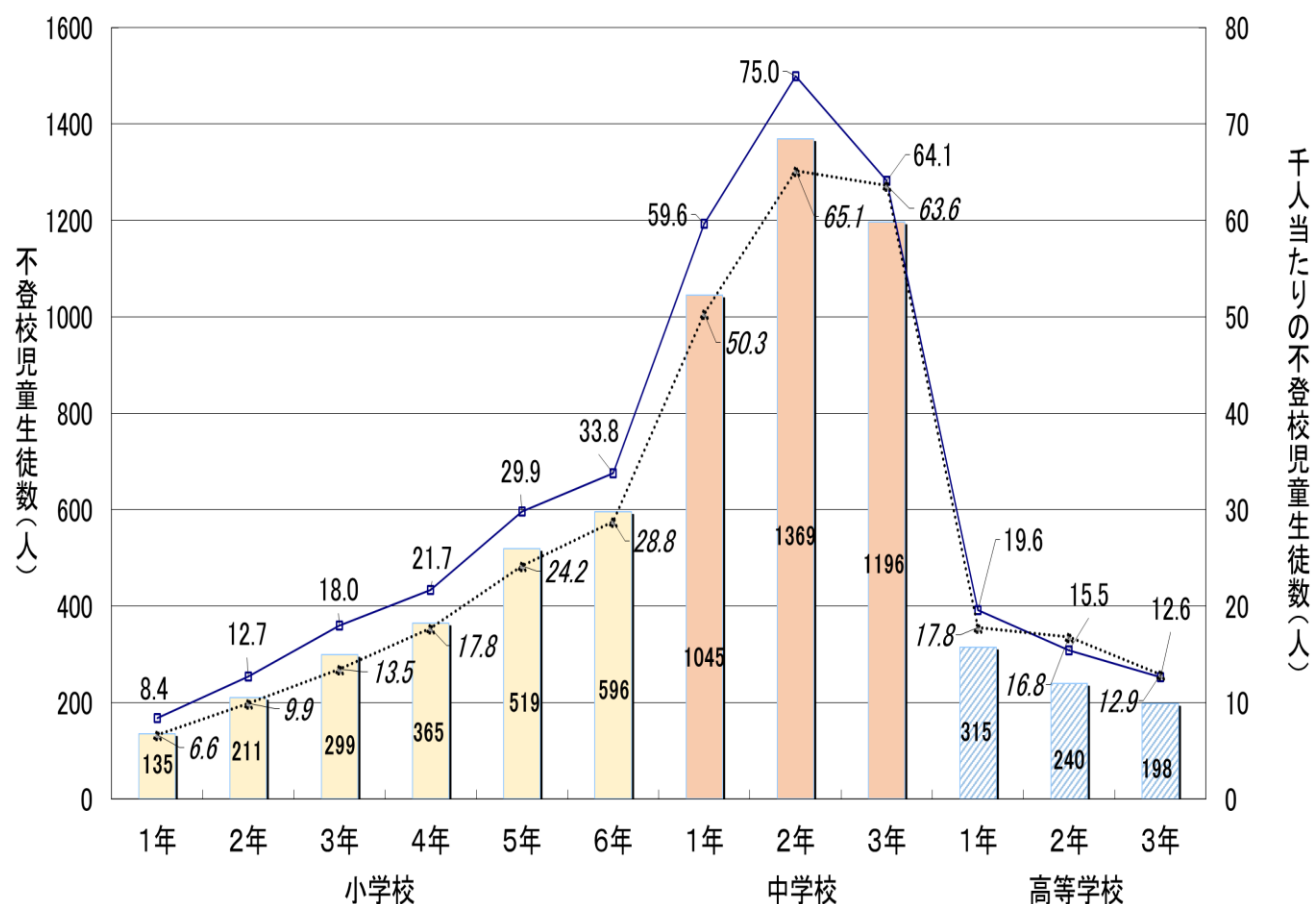
[単位：人、%]

欠席・出席日数 校種		不登校(D)	A うち、90日以上欠席 している者	B うち、出席日数が 10日以下の者	C うち、出席日数が 0日の者
小学校	県人数	2,125人	828人	111人	28人
	県割合		39.0%	5.2%	1.3%
	全国割合		44.6%	7.6%	2.8%
中学校	県人数	3,610人	2,049人	322人	101人
	県割合		56.8%	8.9%	2.8%
	全国割合		61.2%	12.3%	3.5%
小中合計	県人数	5,735人	2,877人	433人	129人
	県割合		50.2%	7.6%	2.2%
	全国割合		55.4%	10.7%	3.2%

(注)割合(%)は、不登校(D)に対するA~Cの割合。[A/D(%)、B/D(%)、C/D(%)]

3 学年別不登校児童生徒数

■ 不登校児童生徒数 ◆ 千人当たり不登校児童生徒数 長野県 ... 千人当たり不登校児童生徒数 全国



注1) 調査対象：県内国公私立小中高等学校（通信制含まない）665校
 なお、高等学校の4年生、単位制の人数は除く

4 不登校の要因

[単位:人、%]

区分	要因	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	部活動等への不応	クラブ活動・学校のみまり等をめぐる問題	入学・転入学・進級時の不応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	乱れ・あそび・非行		無気力・不安
小学校	主たる要因分類別人数	8	185	44	130	11	1	9	67	67	297	34	173	905	194
	要因分類別割合	0.4	8.7	2.1	6.1	0.5	0.0	0.4	3.2	3.2	14.0	1.6	8.1	42.6	9.1
	全国割合	0.3	6.6	1.8	3.2	0.3	0.0	0.7	1.8	3.2	12.1	1.5	12.6	50.9	4.9
中学校	主たる要因分類別人数	12	446	61	353	64	11	24	100	72	234	55	285	1525	368
	要因分類別割合	0.3	12.4	1.7	9.8	1.8	0.3	0.7	2.8	2.0	6.5	1.5	7.9	42.2	10.2
	全国割合	0.2	10.6	0.9	5.8	0.9	0.4	0.7	3.8	2.2	4.9	1.7	10.7	52.2	5.0
高等学校	主たる要因分類別人数	2	112	3	44	44	6	2	55	11	34	26	94	419	97
	要因分類別割合	0.2	11.8	0.3	4.6	4.6	0.6	0.2	5.8	1.2	3.6	2.7	9.9	44.2	10.2
	全国割合	0.2	9.2	0.5	5.6	4.1	0.8	0.8	8.4	1.8	2.8	1.8	15.9	40.0	8.0

(注1) 調査対象校: 県内国公私立小・中・高等学校(通信制含まない) 665校

(注2) 主たる要因は、不登校児童生徒1人につき1つを選び回答。要因分類別割合は、主たる要因の総数を母数とした構成比

(注3) 全国の要因分類別割合は、文科省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の数値

5 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況(小中合計)

[単位:人、%]

年度		H30	R1	R2	R3	R4	
(A) 学校内外の機関で 相談・指導を受けた	県	2,663	2,727	2,654	3,133	3,867	
	割合	82.5	76.8	69.8	66.6	67.4	
	全国	119,356	127,679	128,833	156,009	184,831	
	割合	72.5	70.4	65.7	63.7	61.8	
	(C) 学校内で専門的な 相談・指導を受けた	県	1,825	1,903	1,831	2,114	2,636
		割合	56.5	53.6	48.2	44.9	46.0
		全国	79,621	85,869	92,626	110,908	131,141
		割合	48.4	47.4	47.2	45.3	43.9
(D) 学校外の機関で 相談・指導を受けた	県	970	1,203	1,547	1,951	2,369	
	割合	30.0	33.9	40.7	41.4	41.3	
	全国	56,090	64,877	73,527	88,322	103,339	
	割合	34.1	35.8	37.5	36.1	34.6	
(B) 学校内外で 相談・指導を受けていない	県	566	824	1,148	1,574	1,868	
	割合	17.5	23.2	30.2	33.4	32.6	
	全国	45,172	53,593	67,294	88,931	114,217	
	割合	27.5	29.6	34.3	36.3	38.2	

(注1) (A) + (B) = 不登校児童生徒数

(注2) (C) + (D)は、学校内外の複数で相談・指導等を受けた児童生徒がいるため、(A)とは一致しない。

(注3) 「割合」は、不登校児童生徒に占める割合(%)

(注4) (C)「専門的な相談・指導」は、養護教諭・スクールカウンセラー・相談員等によるもの。

6 学校外の機関等での相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数

[単位：人]

校種		年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
県	小学校	120	142	143	188	303
	中学校	255	253	262	365	504
全国	小学校	5,148	6,212	6,243	7,237	9,493
	中学校	18,046	19,654	18,017	20,760	23,130

7 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

[単位：人]

校種		年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
県	小学校	0	4	10	69	55
	中学校	0	8	43	98	84
全国	小学校	88	174	820	4,752	3,970
	中学校	198	434	1,806	6,789	6,439

(注)「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省通知)に基づいた指導要録上出席扱いとした児童生徒数の実人数。

(参考) 長期欠席児童生徒数

[単位：人]

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
小 学 校	長期欠席児童数	1,645	1,805	2,153	3,222	4,190
	病気	276	262	248	253	365
	経済的理由	0	0	0	0	0
	不登校	1,032	1,178	1,365	1,596	2,125
	新型コロナウイルス感染回避	-	-	246	356	336
	その他	337	365	294	1,017	1,364
中 学 校	長期欠席児童数	2,783	2,966	3,171	4,552	5,027
	病気	439	418	409	437	552
	経済的理由	0	0	0	0	0
	不登校	2,197	2,373	2,437	3,111	3,610
	新型コロナウイルス感染回避	-	-	141	211	143
	その他	147	175	184	793	722
高 等 学 校	長期欠席児童数	1,107	1,189	1,159	2,227	2,837
	病気	253	268	223	384	663
	経済的理由	2	2	9	2	4
	不登校	660	726	628	787	949
	新型コロナウイルス感染回避	-	-	182	319	631
	その他	192	193	117	735	590

(注1) 調査対象校：県内国公私立小・中・高等学校（通信制含まない） 665校

(注2) 長期欠席者の定義…年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒。

- ・「新型コロナウイルス感染回避」：新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者。

(注3) 長期欠席の定義の変更点（令和2年度調査～）：「新型コロナウイルスの感染回避」を新たに設定。

- ・「児童生徒指導要録」の「欠席日数」のみではなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上であることを長期欠席と定義。また、欠席理由の区分は、これまでの「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4項目に加え、「新型コロナウイルスの感染回避」を新たに設定。これらの変更は、これまでの調査における長期欠席の理由である「病気」「経済的理由」「不登校」について、できる限り従来と同じ定義で過去の数値と比較可能な形で把握するための対応となっている。

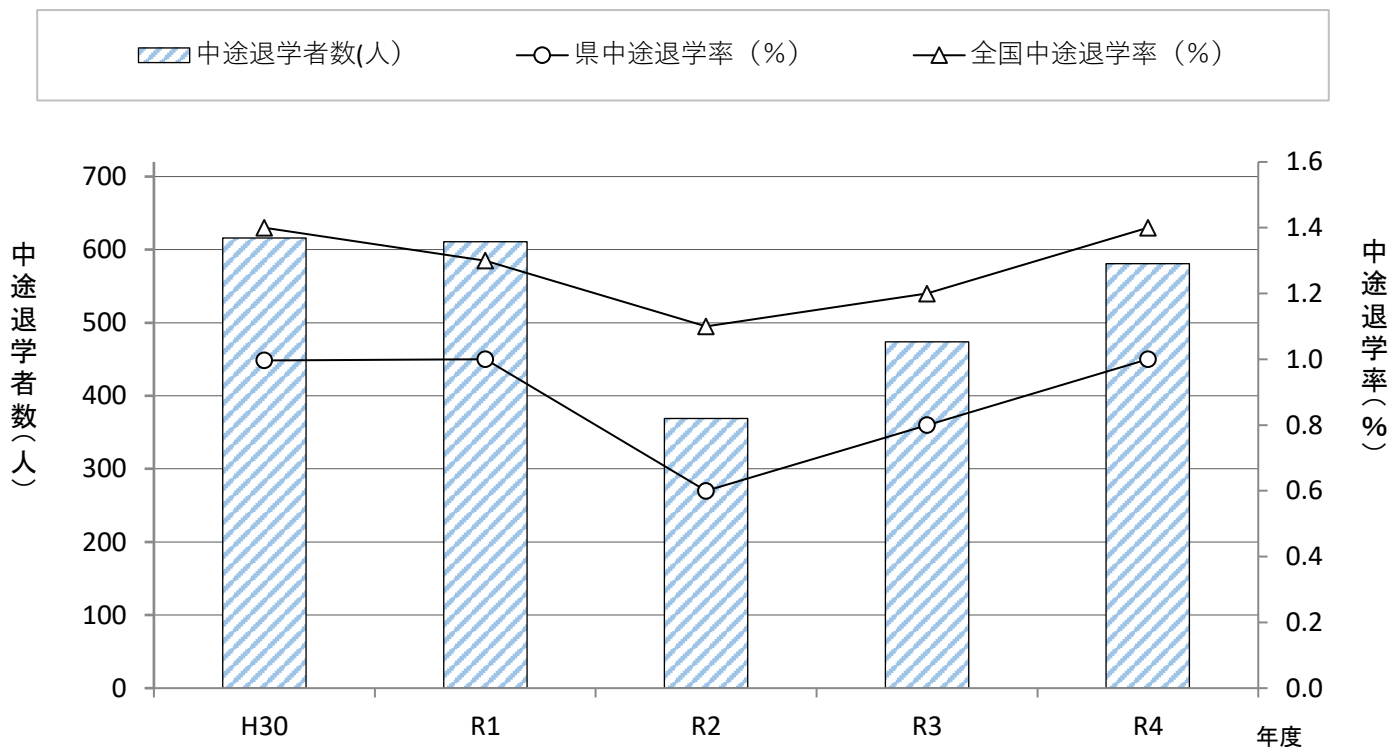
令和4年度 高等学校中途退学者の状況について

心の支援課

○ 高等学校における中途退学者数は581人（前年度474人）であり、前年度に比べ増加。中途退学者率（中途退学者の割合）は1.0%（前年度0.8%）に増加した。

○ 事由別では、「進路変更」「学校生活・学業不適應」が主な理由となっている。

1 中途退学者数及び中途退学者率の年度別推移



[単位:人、%]

年度		H30	R1	R2	R3	R4
中途退学者数		616	611	369	474	581
前年度増減		24	▲ 5	▲ 242	105	107
中途退学者率	長野県	1.0	1.0	0.6	0.8	1.0
	全国	1.4	1.3	1.1	1.2	1.4

(注) 調査対象校:県内公私立・高等学校(通信制含む) 109校(公立、私立)
 (中途退学者率)=(中途退学者数)÷(年度当初の在籍者数)×100 [%]

2 事由別中途退学者数

[単位:人、%]

退学理由	令和4年度			令和3年度		
	県		全国	県		全国
	人数	構成比	構成比	人数	構成比	構成比
学業不振	25	4.3	6.0	10	2.1	6.6
学校生活・学業不適應	207	35.6	32.8	168	35.4	30.5
進路変更	220	37.9	43.9	188	39.7	44.2
病気、けが、死亡	38	6.5	4.9	22	4.6	4.9
経済的理由	3	0.5	1.4	3	0.6	1.4
家庭の事情	17	2.9	3.3	31	6.5	3.8
問題行動等	5	0.9	2.8	9	1.9	2.5
その他の理由	66	11.4	5.0	43	9.1	6.2
合計	581	100	100	474	100	100

(注) 調査対象校:県内国公立高等学校 109校

現在および今後の取組等について

□ 心理・福祉等の専門家による教育相談体制の充実

・スクールカウンセラーによる相談体制の充実や予防的取組

スクールカウンセラーを全ての小中学校に配置、特別支援学校、高等学校に派遣し、いじめ、不登校をはじめとする子どもの悩みに寄り添い、臨床心理の専門性に基づく心のケアを行うとともに、心理プログラム、ソーシャルスキルトレーニングなどによる子どもの悩みの未然防止、授業参観・行動観察等による早期発見・早期対応など予防的な取組も実施する。

また、カウンセリングを受けたくても学校に来ることができない子どものために、子どもの居場所に出向いての相談支援やオンラインを活用した遠隔カウンセリングを実施。

・スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境等の改善と関係機関との連携

社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、いじめ・不登校等の背景にある家庭的な問題に対し、児童生徒を取り巻く環境等の改善を図る。

教育事務所には各1名のスーパーバイザーを配置し、支援力の向上を図る。

また、市教育委員会への派遣を拡充し、要保護児童対策地域協議会との連携や学校訪問などのアウトリーチを実施し、切れ目のない支援を推進する。

支援を必要としている児童生徒が100%相談できる体制を目指して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに、次年度以降も支援の拡充に努めていく。

・24時間子どもSOSダイヤル（学校生活相談センター）による相談

学校生活の悩みについて保護者、児童生徒からの電話相談に24時間対応する。

・LINE相談事業「ひとりで悩まないで@長野」

対面や電話では相談しづらい子どもたちの相談したい気持ちに応えるため、LINE相談を通年で実施する。

□ SOSの出し方・SOSに対する感度の向上を支援

・SOSの出し方に関する教育

子どもが、現在又は今後起こり得る危機的状況に対し、適切な援助希求行動ができるようにすることや、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにするための取組を推進する。

・高等学校ソーシャルスキルトレーニング等活用事業

生徒同士のコミュニケーション力の向上や、教職員の生徒への個別支援力並びに生徒自身の自己肯定感や自己有用感を高め学校における人間関係づくりを促進する。

□ いじめの重篤化を防ぐ取組

長野県いじめ問題対策連絡協議会での協議を経て作成した、重篤化を防ぐための留意点を示した対応マニュアルを、全ての学校と市町村教育委員会に引き続き周知し、適切な対応と体制づくりに向けた取組を推進する。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省：平成29年3月）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（長野県：平成30年3月改定）」に沿ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう、体制の整備と研修機会の充実を図る。

□ 不登校児童生徒に対する支援

・多様な学びの場の充実

市町村が設置する教育支援センターの機能拡充やフリースクールへの支援を充実させるとともに、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）も含めた多様な学びの場の在り方について検討する。

また、校内教育支援センター（校内サポートルーム）については、「学びの改革パイオニア校」による成果を全県で普及していく。

・不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたき」等の活用

不登校児童生徒に向き合う大人が共通認識を持ちながら支援していくため、不登校児童生徒の出席扱いや学習評価、フリースクールとの連携に関わる取組等についてまとめた学びのサポートガイド「はばたき vol1、vol2」や、今年度、「不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会」で作成予定の「学校に行きづらい子ども・保護者と学校を結ぶコミュニケーションシート（仮）」等を活用し、適切な支援体制づくりに向けた取組を推進する。

・子どもと親の相談員・不登校児童生徒支援加配教員の配置

不登校児童生徒数が多い小・中学校に専任の相談員や加配教員を配置し、不登校児童生徒の家庭訪問支援・登校援助・学習支援等を実施する。

不登校への支援について考える

～ 子どもたちの社会的な自立を支援するために ～

長野県教育委員会

不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。

県教育委員会では、不登校（長期欠席）を本県の重要な教育課題ととらえ、学校が組織として子どもたちの社会的な自立を支援するための「ガイドブック」として本書をお届けしています。

不登校とは 文科省 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より
文部科学省では、「児童生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計日数により、年間30日以上登校しなかった児童生徒のうち、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避の理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者」と定義しています。

目次

第1章	自校における不登校支援の課題を整理する	P 2	
第2章	不登校を未然に防止するための学校づくり	P 4	年度当初にすべての教職員が確認する内容
第3章	初期対応 ～適切な支援を早期に開始する～	P 6	
第4章	児童生徒理解 ～不登校の「背景」を理解する～	P 8	不登校の子どもを支援する際の参考にする内容
第5章	支援のあり方を考える ～協働支援体制を構築する～	P 15	
第6章	不登校支援の実績ある取組 ～県内の取組に学ぶ～	P 21	不登校への組織的な支援を充実させるために参考とする内容
第7章	参考となる資料 ～ダウンロードして活用する～	P 23	

不登校児童生徒への支援のあり方 文部科学省 令和元年10月25日通知より
不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立することを目指す必要があります。
また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方、学業の遅れ、進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスク等が存在することにも留意しなければなりません。

第1章 自校における不登校支援の課題を整理する

組織的な支援を実現するためには、まず、自校における課題を整理する必要があります。子どもの過去の欠席状況などに注目し、組織としての課題を分析しましょう。

参考となる資料 『PDCA×3＝不登校・いじめの未然防止』国立教育政策研究所

1 不登校支援の「3つの段階」と「チーム学校」

下の表は、学校が組織的に行う不登校支援の取組を「未然防止」「初期対応」「社会的な自立支援」の3つの段階に分類したものです。支援のあり方を検討する際には、子どもの状況を把握した上で、どの段階の支援が必要なのか整理しましょう。

不登校支援の取組（3つの段階）		取組の成果	本書の章
未然防止	すべての児童生徒を対象とした 魅力ある学校づくりを目指す取組	「新規」数の抑制	第2章
初期対応	前年度不登校でなかった 児童生徒の「休みはじめ」への支援		「継続」数の減少
	前年度不登校だった 児童生徒の「休みはじめ」への支援	第4章 第5章	
社会的な自立支援	不登校の状態にある 児童生徒への支援	事例の解決好転	

また、「チーム学校」の視点から、「未然防止」「初期対応」「社会的な自立支援」の各段階において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とどのように連携するのか、年度当初に組織として確認しましょう。 **第5章を参照**

2 不登校児童生徒の欠席日数別構成比を分析する

下の表は、本県における不登校児童生徒の欠席日数別構成比を示したものです。

欠席・出席日数		[単位：人、%]			
		不登校(D)	A うち、90日以上欠席している者	B うち、出席日数が10日以下の者	C うち、出席日数が0日の者
小学校	県人数	1,596人	655人	113人	33人
	県割合		41.0%	7.1%	2.1%
	全国割合		44.2%	7.9%	2.9%
中学校	県人数	3,111人	1,700人	250人	74人
	県割合		54.6%	8.0%	2.4%
	全国割合		60.4%	13.0%	3.8%
小中合計	県人数	4,707人	2,355人	363人	107人
	県割合		50.0%	7.7%	2.3%
	全国割合		55.0%	11.3%	3.5%

(注)割合(%)は、不登校(D)に対するA～Cの割合。[A/D(%)、B/D(%)、C/D(%)]

・文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の情報を利用し作成。統計法第33条に基づく申請の上承諾を得ている。 ・調査対象：県内小中学校（国公立）

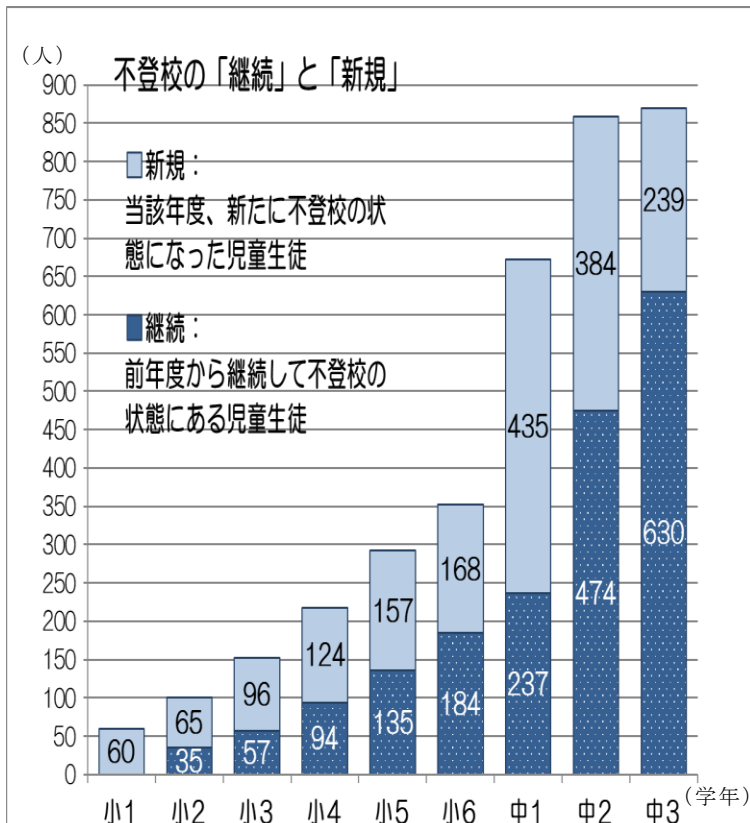
この調査からはわかりませんが、「30日未満の欠席をした子ども」や「遅刻や早退の多い子ども」もいると推測されます。自校における不登校支援の課題は「未然防止」や「初期対応」の取組なのか「社会的な自立支援」の取組なのか、実際に支援をしている子どもの状況を把握しながら整理しましょう。

3 不登校児童生徒の「継続」と「新規」の内訳を分析する

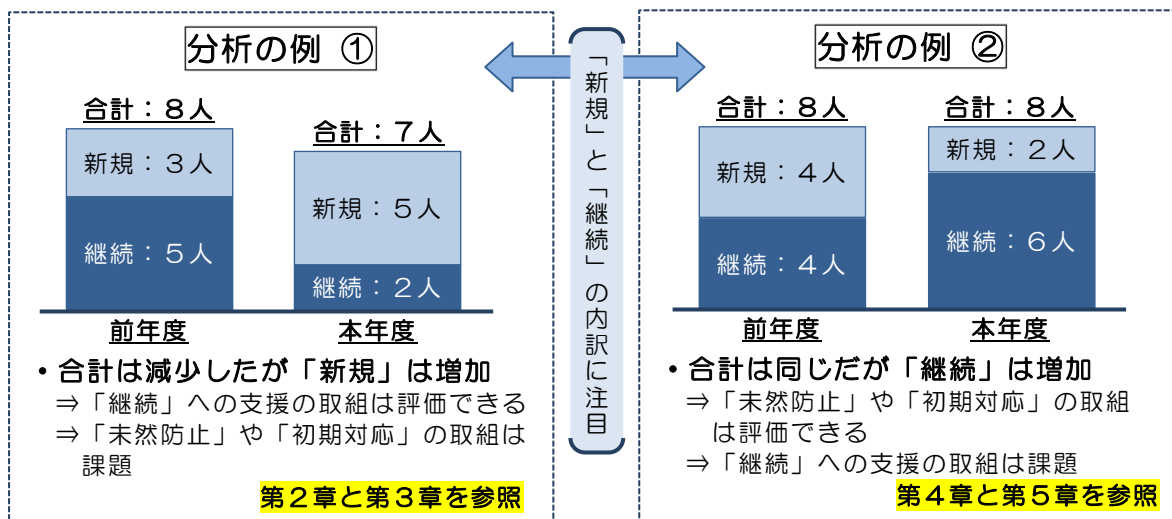
右のグラフは、本県における過去5年間の不登校児童生徒数の平均値を、学年別に「継続」と「新規」の内訳とともに示したものです。

過去5年間の平均値から、不登校が継続する割合は、中学2年生から中学3年生時に最も高い傾向にあることが分かります。

不登校の経験のある子どもは再び不登校になる可能性が高いということを踏まえて、過去の欠席状況や支援に関わる情報を引継ぐなど「支援の連続性」を意識した取組を推進しましょう。



- ・ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の情報を利用し作成。統計法第33条に基づく申請の上承諾を得ている。平成29年度～令和3年度調査における長野県平均値
- ・ 調査対象：県内小中学校（国公立）



不登校の児童生徒数を「継続」と「新規」の内訳でとらえて分析し、自校における課題は「未然防止」や「初期対応」の取組なのか「継続している不登校への支援」の取組なのか整理しましょう。

第2章 不登校を未然に防止するための学校づくり

「不登校への支援」とは、子どもが不登校になってから(30日以上欠席をしてから)の支援のことではなく、「魅力ある学校づくりを目指す」という「未然防止」の取組からはじまります。つまり、不登校の「未然防止」とは、きめ細かな学習支援や社会性

を育む支援などを通して、子どもの自己肯定感や自己有用感を育むとともに、すべての子どもにとって安心安全な生活環境をつくることを意味します。

1 学校がすべての子どもにとって「自分の居場所」になっていますか？

学校をすべての子どもにとって安心できる「自分の居場所」にするために、組織として意図的な活動に取り組んでいますか？

チェック

- 子どもが「望ましい人間関係づくり」に取り組む機会を設けていますか？
- 教職員が自ら「自他を尊重する姿勢」や「規律ある行動」を示していますか？
- お互いに違いを認め尊重しあえるような人間関係が集団に育まれていますか？
- 集団生活が苦手な子どもが安心して生活し、相談できる環境がありますか？
- 教職員の「何気ない一言」で子どもを傷つけることがないよう心がけていますか？

2 「学ぶ力」や「意欲」を育むような授業を実施できていますか？

「授業がもっとよくなる3観点」や「授業のユニバーサルデザイン化」などの視点に基づき、子どもの立場から授業を改善していますか？

チェック

- 子どもたちが安心して学習に取り組むことができる環境になっていますか？
- すべての子どもに「活躍できる場面」がありますか？
- 子どもたちが共に学ぶことの意義を実感し、主体的に学習に取り組んでいますか？
- 個の理解度に応じた学習支援により、学習の内容が定着していますか？

3 子どもや保護者との信頼関係を構築できていますか？

適切な支援を早期に開始するために、組織として「子どもや保護者が相談しやすい」環境づくりに取り組んでいますか？

子どもとの信頼関係づくり

チェック

- すべての教職員と子どもが、お互いに笑顔で「あいさつ」を交わしていますか？
- いつもと様子が違う子どもや普段目立たない子どもに声を掛けていますか？
- すべての子どもに役割があり、「あたたかい言葉」で感謝を伝えていますか？
- 子どもの「願い」や「訴え」を丁寧に聴いていますか？

参考となる資料 第7章（P23）『子どもとの関係づくり』を参照

保護者との信頼関係づくり

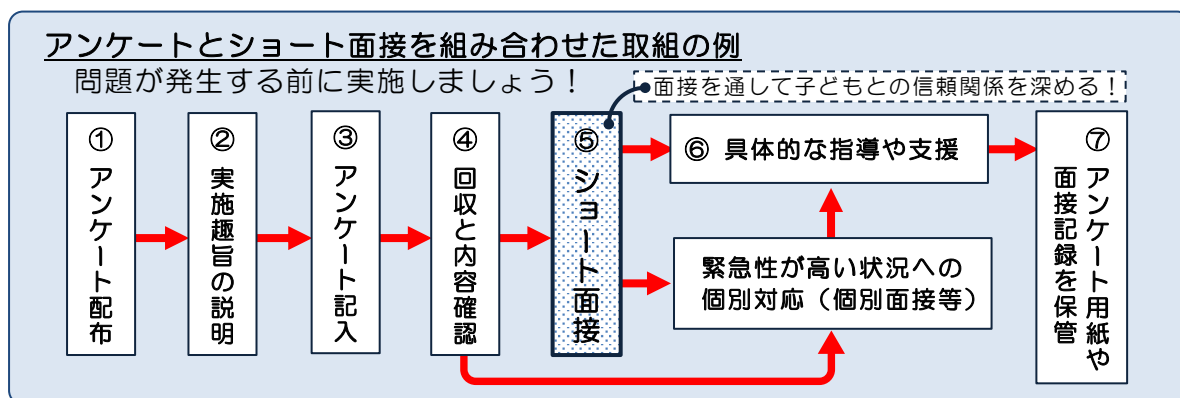
チェック

- 子どもの「よさ」や「努力」を保護者に伝えていますか？
- 子どもの様子の変化を「心配している」という気持ちが保護者に伝わっていますか？
- 子どもの問題行動等の状況は、保護者に直接会って伝えていますか？
- 保護者から見た子どもの姿（「願い」や「訴え」）を丁寧に聴いていますか？
- 保護者に「問題の解決に向けて一緒に取り組む姿勢」が伝わっていますか？

4 子どもが安心してSOSサインを発信できる「仕組み」がありますか？

子どもの実態を把握するための手段として「観察」「面接」「調査」等がありますが、子どもが素直な気持ちを表現できるかどうかは教職員との信頼関係に左右されます。子どもからの援助希求行動を促すためにも、定期的なアンケートと面接を繰り返して

実施し、子どもの「願い」や「訴え」への丁寧な支援を積み重ね、「相談してよかった」「困ったときは相談しよう」と子どもが思えるような信頼関係をつくりましょう。



◆ アンケートの質問項目（例）

言葉で表現することが苦手な子どもへの配慮

質問項目	回答形式
学校生活についての質問	
• あなたは学校生活が……	楽しい ●——●——●——●——● 楽しくない
• あなたは授業に集中……	している ●——●——●——●——● していない
• クラスメイトは授業に集中……	している ●——●——●——●——● していない
• あなたはクラスで悲しい思いを……	している ●——●——●——●——● していない
• クラスで悲しい思いをしている人が……	いる ●——●——●——●——● いない
• 相談したいことが……	ある ●——●——●——●——● ない
自己肯定感や自己有用感についての質問	
• あなたは学校で仲良くしてくれる友人が……	いる ●——●——●——●——● いない
• あなたは家族から大切にされて……	いる ●——●——●——●——● いない
• あなたは先生から大切にされて……	いる ●——●——●——●——● いない
• あなたは「自分にはよいところがある」と……	思う ●——●——●——●——● 思わない
• あなたは自分のことが……	好き ●——●——●——●——● きらい
健康面や精神面への不安についての質問	
• あなたは「最近よく眠れない」ことが……	ある ●——●——●——●——● ない
• あなたは「最近疲れがたまっている」と……	思う ●——●——●——●——● 思わない
• あなたは「最近食欲がない」と……	思う ●——●——●——●——● 思わない
• あなたは「最近イライラする」ことが……	ある ●——●——●——●——● ない
• 困ったときにあなたを助けてくれる人が……	いる ●——●——●——●——● いない

チェック

- 「困ったときには相談して欲しい」という姿勢が子どもたちに伝わっていますか？
- 「相談できる窓口が複数ある」と子どもたちが感じていますか？
- 「丁寧に対応してもらい、相談してよかった」と子どもが感じていますか？
- 相談（情報提供）してくれた子どもの秘密と安全が守られていますか？
- 自分以外の人（友人など）の心配な様子にも目を向けさせる質問項目がありますか？

参考となる資料 第7章（P24）『学校生活アンケート』を参照

第3章 初期対応 ～適切な支援を早期に開始する～

不登校という状態が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が続くこと

により、学習の遅れや生活リズムの乱れなど、時間の経過とともにその状況はさらに深刻化します。不登校への支援について考えるとき、初期対応のあり方が重要になります。欠席が目立ってきてからの支援ではなく、「子どもは学校を理由なく休まない」ということを前提に、欠席はもちろん遅刻や早退についても適切な支援をしましょう。

1 組織として「過去の欠席状況（日数や背景）の把握」を徹底する

不登校の経験のある子どもは再び不登校になる可能性が高いということを踏まえて、子どもの過去の欠席状況（日数や背景）を把握しましょう。

チェック

- 登園・登校しぶり 不登校の傾向・経験 病気や怪我 家庭的な理由
 学級崩壊の経験 いじめの被害や加害 発達障がい など

取組の例



子どもの過去の情報を学校から学校へと引き継ぐ方法もありますが、保護者と情報共有しながら以下のような表を作成する方法もあります。

新たな環境で学校生活をはじめるときにあたり、お子様のこれまでの様子について、以下の表に「わかる範囲」で記入してください。

	幼・保	小学校					中学校			高等学校				
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
欠席の状況について（該当する欄に欠席日数を記入してください。）														
欠席の日数														
気になる出来事（該当する欄に○印を記入し、詳細は下の記述欄に記入してください。）														
登園・登校しぶり														
保健室や相談室への登校														
学習のつまずき														
友人関係の悩み														
教職員との関係の悩み														
いじめ														
学級崩壊														
家庭環境の変化														
家族関係の悩み														
大きな病気やけが														
発達障がい														
その他（不調を訴えるなど）														
これまでの相談（該当する欄に○印を記入し、詳細は下の記述欄に記入してください。）														
スクールカウンセラー														
スクールソーシャルワーカー														
医療関係機関														
福祉関係機関														
その他														

記述欄：上記の詳細や心配なこと（相談したいこと）を記入してください。

2 欠席の理由や背景を把握し、適切な支援を早期に開始する

子どもの「過去の欠席状況（日数や背景）」を把握した上で、その子どもが「欠席をしたとき」や「遅刻や早退が目立つようになった場合」には、「何らかのSOSサイン」かもしれないと受け止め、早期に組織的な支援を開始しましょう。

欠席の様子	初期対応のポイント（組織として徹底する）
欠席初日 （欠席1日目）	<p>◆ 確実に保護者と連絡を取り合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病欠の場合、病状と医療機関の受診状況を把握する。 ・何らかの「SOSサイン」であることを気にかける。 ・本人を気遣う声掛けを大切にす。 <p>子どもは、学校を1日休んだだけでも不安になります。</p>
連続欠席2日目	<p>◆ 欠席の理由を再確認するとともに、家庭での様子を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校しやすいよう、学習面や友人関係などについて配慮する。 <p>子どもは、学校を2日休むと様々な不安を抱きます。</p>
連続欠席3日目	<p>◆ 管理職に報告し、具体的な行動を起こす（家庭訪問など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと保護者の気持ち（不安や悩みなど）を聴く。 ・「心配している」という気持ちを伝える。
<p>↑ 初期段階（欠席3日目まで）の「関わり」が重要</p> <p>理由のわからない欠席や人間関係の問題等が心配される場合は、早期に組織的な支援を開始</p>	
1ヶ月の欠席が 3日を超えた この状況が続くと欠席日 数が年間30日を超える	<p>◆ 管理職に報告し、具体的な行動を起こす（家庭訪問など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何らかの「SOSサイン」であることを気にかける。 ・学習、友人関係、クラブ活動（部活動）、家庭環境など多面的多角的に本人を取り巻く環境を把握する。
1ヶ月の欠席が 6日を超えた この状況が続くと欠席日 数が年間出席日数の1/4 を超える	<p>◆ 支援チームを編成して対応を検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと良好な関係を築きやすいメンバーでチームをつくる。 例）担任、学年職員、教科担当、養護教諭、クラブ（部）顧問、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー など

学校からの働きかけが子どもや保護者を追い詰めてしまうこともあります。まずは、子どもや保護者の「願い」や「訴え」を丁寧に聴き、一緒に解決を目指すという姿勢を示しましょう。また、家庭での子どもの様子を把握しましょう。

チェック

- 昼夜逆転の傾向（起床時間、就寝時間、睡眠時間） ⇒ 生活リズムの乱れ
- 食事、風呂、歯磨き、着替え、外出などの有無 ⇒ 精神的な不安の高まり

トピック「関わり続けることの意義」

子どもへの支援は、その「タイミング」と「バランス」が重要です。例えば、情緒的に混乱している子どもに対して無理やり登校するよう説得すると、多くの場合さらなる混乱を招きます。しかし、「状況が好転しないから様子を見よう」などと電話や家庭訪問等をせずにいると、子どもや保護者は「見捨てられた」と感じてしまいます。

不登校への支援は、子どもや保護者への「関わりを継続する」ことが最も重要です。子どもと直接話せなくても、保護者への支援や情報共有を続けましょう。

第4章

児童生徒理解 ～不登校の「背景」を理解する～

児童生徒理解の基本は、子どもの立場から背景を理解することです。効果的な支援を行うためには、支援者が不登校という行動に込められた子どもの「願い」や「訴え」を丁寧に理解し、子どもの心に寄り添う姿勢で関わることが重要になります。

1 「推測」「憶測」「見立ての偏り」に注意しながら「事実」を整理する

子どもにとって学校は、一日のうちの多くの時間を過ごす場所ですから、家庭からは見えないような子どもの「SOSサイン」を発見できる可能性があります。

しかし、教師から「見えている」子どもの様子には限りがあります。不登校の背景を理解しようとするとき、教師の「見立て」に偏りがいないか注意する必要があります。

同じことが保護者にも言えます。保護者から「見えている」子どもの様子にも限りがありますので、保護者は「なぜ登校しなくなったのか？」と不安になります。

まずは、「推測」や「憶測」にとらわれず、周囲の子どもや複数の教職員から情報を収集するとともに、家庭と情報を共有しながら「事実」を整理しましょう。

参考となる資料 第7章（P23）『子どもの「心の健康問題」発見シート』を参照

2 不登校の「背景」を多面的多角的に理解する

以下の表は、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「不登校の背景として考えられる状況」について、本県の平均値を項目別に割合で示したものです。次ページ以降にある項目別の「チェック」や「ポイント」を参考に、不登校の背景への理解を多面的多角的に深め、具体的な支援に結び付けましょう。

		割合（複数回答）			参照 ページ
		小学校	中学校	高校	
学 校	いじめ	0.7%	0.3%	0.5%	P 9
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	9.4%	13.4%	12.9%	
	教職員との関係をめぐる問題	3.2%	1.7%	1.5%	
	学業の不振	13.8%	17.6%	10.5%	P10
	進路に係る不安	1.1%	3.0%	8.0%	
	クラブ活動・部活動等への不適応	0.1%	0.8%	1.5%	P11
	学校のきまり等をめぐる問題	1.5%	0.8%	0.9%	
入学・転編入学・進級時の不適応	2.7%	4.3%	3.5%		
家 庭	家庭の生活環境の急激な変化	3.5%	3.0%	2.0%	P12
	親子の関わり方	17.7%	12.5%	7.3%	
	家庭内の不和	2.0%	2.2%	2.2%	
本 人	生活リズムの乱れ・あそび・非行	9.7%	7.4%	9.5%	P13
	無気力・不安	29.7%	28.3%	31.5%	
	上記に該当なし	5.1%	4.5%	8.4%	

- ・文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の情報を利用し作成。統計法第33条に基づく申請の上承諾を得ている。令和元年度～令和3年度調査における長野県平均値
- ・調査対象：県内小中高等学校（国公立）

いじめ

いじめとは、「本人と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、本人が心身の苦痛を感じているもの」のことをいいます（いじめ防止対策推進法 第2条）。

不登校の背景にいじめがある場合、重大事態であると深刻に受け止め組織的に対応することが求められます（同法第28条）。また、いじめの背景に発達障がいの影響があったり、集団生活や人付き合いに苦手さを感じていたりする場合があります。

チェック

- 本人が「いじめを受けた」と感じている具体的な出来事は何だったのか？
- 子どもと保護者（被害側と加害側の双方）の認識が一致しているか？
- 子どもと保護者（被害側と加害側）は、どのように解決したいと考えているのか？
- 間接的に関わった子ども（観衆や傍観者）は、どのように考えているのか？

ポイント

- 事実確認のためのアンケート調査と個人面接を実施する。
- いじめに間接的に関わった子ども（観衆や傍観者）からも詳細な情報を収集する。
- 徹底した事実確認を行い、情報集約の担当者を一本化する。
- 重大事態としての認識を持ち、管理職を含めた複数の職員で対応を検討する。
- 再発の防止を含め、人権尊重の精神を貫いた教育活動を充実させる。
- 解決に向かったはずの「いじめ」が再燃しないよう、継続的な支援をする。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

いじめを除く友人関係をめぐる問題

学校は、集団生活を通して、子どもから大人へと成長する過程に必要な対人関係について「実体験を通して学ぶ」貴重な場です。時には、友人との関係で自分が悲しい思いをしたり、友人を傷つけてしまったりすることもあります。「仲違い」や「考え方のすれ違い」など友人関係のトラブルが不登校の背景にある場合、きっかけとなったトラブルを解消することはもちろんですが、いじめに発展しないように支援する必要があります。また、本人の発達上の特性やコミュニケーション能力の課題、生活上のストレス、自己肯定感や自己有用感の低さなどが背景にある場合もあり、きっかけとなった友人関係のトラブルを表面的に解消しただけでは根本的な解決にならない場合もあります。

チェック

- どのような出来事があったのか？
- 本人は、どのような関わりを求めているのか？いじめと認識していないか？
- 周囲の子ども、他の教職員、保護者はどのようにとらえているのか？
- 本人と良好な関係を築くことができる友人や教職員がいるか？
- トラブルの背景に「集団生活や人付き合いの苦手さ」がないか？
- 発達上の特性として「暗黙のルールを理解する難しさ」がないか？

ポイント

- トラブルに関わった子どもたちの事情を丁寧に聴き、解決に向けた支援をする。
- 関わった子どもの保護者や複数の教職員と情報を共有し、解決に向けた支援をする。
- 人権尊重の視点から、人との関わり方について学ぶ機会となるような支援をする。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

教職員との関係をめぐる問題

教職員による強い叱責やプレッシャーなどが不登校の背景にある場合、体罰に該当するか否かの判断を踏まえ、管理職を含む複数の教職員や保護者と情報共有しながら、きっかけとなったトラブルを解消する必要があります。

チェック

- どのような出来事があったのか？
- 教職員の何（言葉、態度、声、しぐさ、年齢、性別など）が影響を与えているのか？
- 周囲の子ども、他の教職員、保護者はどのようにとらえているのか？
- 本人は、教職員にどのような関わり方を求めているのか？
- 本人と良好な関係を築くことができる友人や教職員がいるか？

ポイント

- 管理職を含めた複数の教職員で、本人との関係を修復するための支援をする。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

学業の不振

学業の不振の背景には、知的な遅れや学習障がいの影響がある場合もあれば、本人の理想が高く現実とのギャップに悩んでいる場合もあります。欠席が長引くと、学習の積み残しや遅れはさらに深刻になりますので、子どもの実態に合わせた早期の支援が必要になります。

チェック

- どの教科がどの程度わからないのか？
- 好きな教科、得意な教科、活躍できる教科はあるか？
- 本人に「できるようになりたいという意味」や「希望する学習形態」があるか？
- 知的な遅れや学習障がい（読む、書く）など本人の発達上の特性が影響していないか？
- 保護者はどのようにとらえているのか？成果や結果を過度に求める傾向がないか？

ポイント

- 本人のために必要な配慮や支援のあり方を工夫する。
- 保護者を含め、複数の教職員が協力し、「本人が実行できる」ような支援をする。
- いつ、どこで、だれが、どのように支援するのか役割を分担する。

進路にかかる不安

将来の進路希望が定まらないなどの不安が背景にある場合、適切な進路指導とともに、進路の実現に向けた学習支援などが欠かせません。また、本人が漠然とした不安を抱いている場合もあれば、理想と現実のギャップに悩んでいる場合もあります。

チェック

- どのような進路希望をもち、どのようなことに不安を感じているのか？
- 本人の進路希望に対する周囲（保護者や教職員など）の理解があるか？
- 周囲（保護者や教職員など）が本人に過度な期待をしていないか？
- 希望する進路を実現するための「本人の努力や実力（学力など）」があるか？

ポイント

- 本人の進路希望と現状について、本人や保護者と情報を共有する。
- 本人と一緒に様々な選択肢を模索し、希望する進路の幅を広げる。
- 学校と家庭の役割を分担しながら、本人の希望を実現するための支援をする。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

クラブ活動、部活動への不適應

クラブ活動（部活動）に寄せる子どもの思いや保護者の期待はとて大きく、友人や顧問との関係に悩んでいる場合もあれば、活動そのものに適應できないことに悩んでいる場合もあります。

チェック

- どのような出来事があったのか？イメージしていた活動とのギャップがないか？
- 本人が希望してクラブ活動（部活動）をしているか？周囲の過度な期待がないか？
- 本人が活躍できる場面はあるか？友人、先輩、後輩、顧問との関係が良好か？
- 周囲の子ども、他の教職員、保護者はどのようにとらえているのか？

ポイント

- 本人のこれまでの努力（がんばり）を認める。
- 本人が活躍できるような場面をつくる。本人の希望に合わせて活動を工夫する。
- 本人が活動をやめた場合、意欲的に学校生活を送ることができるよう支援する。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

学校のきまり等をめぐる問題

学校のきまり等を守ることができない場合、その行動の背景にある本人の「願い」や「訴え」を丁寧に聴き、主張の正当性や妥当性を判断する必要があります。状況によっては、毅然とした教育的な指導が必要になります。

チェック

- 学校のきまり等をめぐり、どのような出来事があったのか？
- 学校のきまり等に対して、どのような不満や守ることの難しさを感じているのか？
- 本人の「願い」や「訴え」に正当性や妥当性があるか？
- 周囲の子ども、他の教職員、保護者はどのようにとらえているのか？
- 学校のきまり等を守る意義（必要性）を本人や保護者が理解（納得）しているか？

ポイント

- 本人の「願い」や「訴え」を丁寧に聴いた上で、きまり等を守る意義を説明する。
- 状況によっては、学校のきまり等を見直す必要があるか検討する。

入学・転編入学・進級時の不適應

子どもにとって、入学、転編入学、進級時などは「大きな環境の変化」です。特に、集団生活や人付き合いに苦手さを感じている子どもには丁寧な支援が必要になります。

チェック

- 入学、転編入学、進級などをめぐり、どのような出来事があったのか？
- 入学、転編入学、進級などに対して、どのような希望や不安があったのか？
- 過去に不適應の経験がなかったか？
- 友人、上級生、下級生、教職員との関係が良好か？
- 授業、休み時間、給食、清掃、放課後などの様子はどうか？
- 周囲の子ども、他の教職員、保護者はどのようにとらえているのか？

ポイント

- 本人が希望する（希望していた）学校生活のイメージを丁寧に聴く。
- 学校生活や人間関係を支援するための体制や機会をつくる。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

家庭的な背景

家庭環境の不安定さ（不和や貧困によるものなど）は、子どもの成長に大きな影響を与えます。虐待については通告義務がありますが、それ以外の家庭的な背景が本人に影響を与えている場合、本人とともに家庭を支援する必要があります。

チェック

- 親子関係が良好か？（父子、母子関係、愛着、過度な干渉や放任、虐待、家庭内暴力など）
- 家庭内に不和がないか？（親の不仲、別居、離婚、祖父母・親戚・兄弟姉妹との関係など）
- 家庭環境の急激な変化がなかったか？
（家族との死別、親の転勤や単身赴任、転校、親の再婚、弟や妹の誕生、居住環境の悪化など）
- 家庭の経済状況はどうか？（親の低収入や失業、アルコール依存やギャンブル依存など）
- 家族の健康状態はどうか？（家族の病気、入院、介護、精神疾患、地域からの孤立など）

ポイント

- 本人を取り巻く家庭的な背景を整理し、専門機関等と連携した支援を行う。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携する。
- 関係者を含めたケース会議を開催し、家庭を支援するための役割を分担する。
- 市町村の福祉担当課に相談し、要保護児童対策地域協議会（要対協）を活用する。

病気による背景

病気が背景にあると思われる場合、「心の健康」と「身体の健康」の両面から子どもの状態を判断し、適切に支援する必要があります。

チェック

- どのような病状なのか？過去に同様の病歴がなかったか？
- どのような治療や服薬を病院で行っているのか？主治医の治療方針はどうか？
- 本人や保護者は病状をどのように理解しているのか？

ポイント

- 養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、本人の「つらさ」を丁寧に聴く。
- 保護者と情報を共有し、医療や福祉と連携した支援をする。
- 本人の病状等にあわせ、学校としてできる配慮をする。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

あそび・非行

あそびや非行が背景にある場合、無断欠席、遅刻、早退などを繰り返しながら徐々に登校しなくなります。毅然とした教育的な指導も必要ですが、その行動の背景にある本人の「願い」や「訴え」を丁寧に聴き、寄り添いながら支援する必要があります。

チェック

- どのような仲間と行動をともにし、どのような生活をしているのか？
- 日常生活（学校生活、家庭生活、友人関係など）にどのような不満があるのか？
- 警察等でつかんでいる情報がないか？
- 保護者はどのように理解しているのか？家庭的な背景による影響がないか？

ポイント

- 学校や社会のきまりを守るなどの意義について、毅然とした教育的な指導をする。
- 学業の不振が背景にある場合、進路指導と関連付け、学ぶことに興味をもたせる。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

無気力

なんとなく登校しない、登校しないことへの罪悪感が少ない、迎えに行ったり催促したりすると登校するが長続きしないなどの場合、本人の自発的な登校を待つよりも、周囲が積極的に関わる必要があります。その際、発達段階での体験の偏りや不足している体験を補うような活動を通して達成感や充実感を積み重ねることで、自己肯定感や自己有用感を高める必要があります。しかし、「不安などの情緒的混乱」との見極めが難しいため「見立て」には注意が必要です。

チェック

- 本人が落ち込んだり自信を無くしたりする出来事がなかったか？
- 生活リズムの乱れがないか？インターネットやゲームとの関わり方はどうか？
- 知的な遅れや発達障がいの影響、学習の積み残しや遅れがないか？
- 医療機関等の受診歴や相談歴はあるか？
- 本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動は何か？
- 本人は今の生活をどのようにしたいと思っているのか？
- 周囲の子ども、他の教職員、保護者はどのようにとらえているのか？

ポイント

- 本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動を支援する。
- 今後の生活について、本人が「正しく」自己決定できるような支援をする。
- 保護者を含め複数の教職員が協力し、「本人が実行できる」ような支援をする。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

不安

登校の意思はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴えて登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しないなどのケースです。本人は、欠席を続けることに罪悪感をもち、現状に問題があることを強く認識しています。また、周囲からは「無気力」ととらえられることが多く、登校することを過度に求めると状態が悪化してしまいます。学校生活に起因することが背景になっている場合や、成長の過程に本質的な問題を含んでいる場合もあります。

チェック

- 本人が落ち込んだり自信を無くしたりする出来事がなかったか？
- 家庭的な背景による影響がないか？（家庭環境の急激な変化や家庭内の不和など）
- 不安や緊張などの感情を言葉で表現できているか？
- 本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動は何か？
- 登校する時刻に腹痛や頭痛など身体の不調を訴えることがないか？
- 登校する時刻に下痢や嘔吐などの具体的な身体の症状がないか？
- 医療機関等の受診歴や相談歴はあるか？
- 保護者はどのようにとらえているのか？登校することを過度に強いていないか？

ポイント

- スクールカウンセラーや養護教諭を含め、複数の教職員で本人の状態を見立てる。
- 保護者と情報を共有し、医療機関等と連携した支援をする。
- 医師やスクールカウンセラーが、本人への関わり方のポイントを保護者に伝える。
- 本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動を支援する。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

参考となる資料 『“若者のこころ”の支援者テキスト』長野県精神保健福祉センター

意図的な拒否

本人が学校に行く意義を認めない、好きなことに集中したいなどが背景にある場合、本人なりの主張に基づいて登校しないわけですから非行とは異なります。また、保護者の影響で本人が登校を拒否している場合もあります。学校側が一方的に説得するのではなく、保護者を含めて本人と粘り強く話し合い、信頼関係を構築した上で支援をする必要があります。

チェック

- 登校を拒否している理由は何なのか？学校生活に対する不満がないか？
- 本人が落ち込んだり自信を無くしたりする出来事がなかったか？
- 登校せずに、どのような生活をしているのか？
- 本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動は何か？
- 保護者はどのようにとらえているのか？

ポイント

- 登校を拒否する背景に何があるのか、本人の「願い」や「訴え」を丁寧に聴く。
- 本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動をつくる。
- 学校としてできる支援や配慮をする。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

発達障がい

発達障がいの特性に対する周囲の理解不足や本人の「困り感（苦手さや苦しさ）」に対する適切な支援がないことで不登校になることがあります。この場合、本人の努力不足ではありませんから強い叱責やプレッシャーを避け、本人が安心して生活できる環境をつくる必要があります。また、発達障がいの特性が「いじめ」「友人関係をめぐるトラブル」「学業の不振」などに影響を与えている場合もあり、早期に外部の専門家を含めたチームで支援をすすめる必要があります。

チェック

- 集団への参加や対人関係への苦手さがないか？
- 行動面に、衝動性、多動性、不注意、自己刺激行動、こだわりなどがないか？
- 感覚の過敏さ（音、光、触覚、臭覚、味覚など）がないか？
- 学習（読む、書くなど）の極端な苦手さがないか？
- 登校せずに、どのような生活をしているのか？
- 本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動は何か？
- 保護者はどのようにとらえているのか？

ポイント

- 専門家の助言を踏まえ、発達障がいの特性や「困り感」を理解する。
- 本人、保護者、教職員で、今後の支援の見通しについて共有する。
- 校内に本人が安心できる場所や人（支援のキーパーソン）をつくる。
- 「いつ」「どこで」「だれが」「どのように」支援するのか役割を分担する。
- 本人にとって効果的な支援になっているかどうか定期的に確認する。
- 本人が不安や悩みを相談できる（受け止めてもらえる）窓口をつくる。

参考となる資料

『特別支援教育コーディネーターハンドブック』長野県教育委員会
『発達障がい児等を支える指導・支援事例集』長野県教育委員会

第5章 支援のあり方を考える ～協働支援体制を構築する～

不登校の「きっかけ」や欠席が継続する理由は、子どもによって異なりますので、タイプ別など固定観念に基づく対応ではなく、子どもの「願い」や「訴え」を理解し、背景について「事実」を整理した上で適切な支援策を検討する必要があります。

参考となる資料 長野県教育委員会 HP > 学校教育 > 生徒指導 > 指導資料 > 指導資料一覧
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html>

「子どもたちの笑顔と未来のために ～「チームとしての学校教育相談体制」を機能させましょう～」

1 必要な支援策を考える

必要な支援策を多面的多角的に立案し、役割を分担して実行しましょう。

◆ 教育的な支援（例）

- 学習意欲を向上させるための学習支援
- 周囲の児童生徒や教職員との人間関係づくり
- 安心できる居場所づくりや活躍できる場面づくり
- 将来的な目標を実現するための支援
- 教育支援センター（中間教室）や民間施設等との情報連携

ポイント

誰が中心になって支援するのか？

◆ 心理的な支援（例）

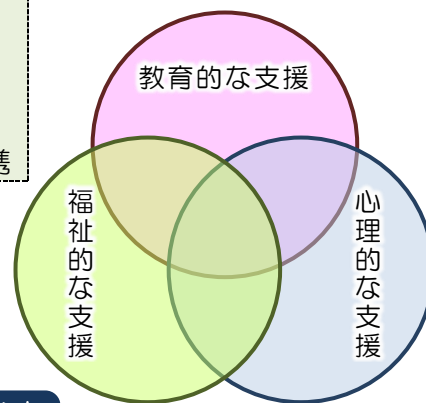
- 本人や保護者の不安や悩みを和らげるための支援
- 心身の状態を安定させるための医療的な支援
- 本人の性格や発達上の特性への支援

ポイント

◆ 福祉的な支援（例）

- 教育や就労の基盤となる「生活」を整えるための支援
- 心身の健康に関わる保健福祉的な支援
- 家庭への支援（家庭内不和、貧困、虐待、家族の精神疾患など）

ポイント



トピック「不登校経験がある子どもをもつ保護者」

不登校経験がある子どもをもつ保護者の中には、子育てへの自信を失い「学校に欠席の理由を言い出せない」「子どもや学校に対して攻撃・批判的になる」という人もいます。保護者が「不登校」とわかるような言い方をした場合は、これまでも登校をしづむ傾向があったことが推測されます。家庭訪問等をして保護者の不安や悩みに寄り添う姿勢で聴くとともに、子どもを取り巻く環境（家庭の状況など）についても把握しましょう。

2 事例検討会（ケース会議）のあり方を見直す

以下のチェック項目を参考に、事例検討会のあり方を見直してみましょう。

チェック

- 事例検討会に、「時間」「進め方」「発言の仕方」などのルールがありますか？
- 参加者全員が発言（主体的に参加）していますか？
- 具体的な支援をするために必要な情報を、多面的多角的に集約できていますか？
- 事例の問題点や課題が明確になっていますか？
- 多面的多角的に支援策（アイデア）を出し合っていますか？
- 「いつ」「だれが」「なにを」するのか、役割分担と合意形成ができていますか？
- 事例検討会を通して、子どもを支援するための「協働するチーム」になりましたか？

参考となる資料 第7章（P23）『児童生徒理解とチーム支援のための事例検討研修』を参照

3 子どもの心理的な状態を見極める

不登校への支援は、子どもの心理的な状態を見極めながらすすめることが重要です。不登校の背景は複合的な場合が多く、また、一人の教師ができることには限界がありますので、子どもや保護者への支援について役割を分担しましょう。

◆ 情緒的に混乱している状態

心身の状態を安定させるために、本人が喜怒哀楽などの感情（特にマイナスの感情）を言葉で表現できる相談相手をつくりましょう（保護者、担任、スクールカウンセラー、養護教諭、教育相談コーディネーター、教頭、学校長など）。

チェック

- 本人の「願い」や「訴え」は何なのか？
- 本人の「願い」や「訴え」に対して、支援できることは何なのか？
- 本人は学校の友人、保護者、教師との関係について、どの程度意識しているのか？
- 本人と学校を「つなぐ」役割を果たせる人（キーパーソン）は誰なのか？
- 学級内の児童生徒に、本人の状況をどのように伝えるのか？

◆ 自身と向き合い情緒的に安定しはじめている状態

本人の自己肯定感や自己有用感を育むために、本人が興味や関心をもって意欲的に取り組むことのできる活動を探り、活躍できる場面をつくりましょう。

チェック

- 本人が興味や関心をもって意欲的に取り組み、活躍できるような活動は何か？
- 本人がその活動に取り組むために、周囲の理解と協力は得られるか？
- 学習意欲がどの程度あるのか？「いつ」「だれが」「どのように」支援するのか？

◆ 登校を希望して意欲的に活動しようとしている状態

本人が考えている「登校のイメージ」を具体的な行動に結びつけるために、本人の希望を聴きながら学校や保護者にできることを整理しましょう。

チェック

- 本人が抱く登校への不安は何なのか？準備（リハーサル）できることはあるか？
- 「いつ」「どこに」「どのくらい」登校するのか？（相談室や教育支援センターなどを含め）
- 本人が安心できる「自分の居場所」が学校にあるか？
- 本人が登校した際に何をするのか？登校した際に支援できるスタッフはいるか？

4 学校以外の場における多様な学び方の支援

本人・保護者の心に寄り添いながら、学校以外の場においても多様な学びが行えるよう支援していくことが重要となります。また、民間施設等における活動や ICT 等を活用した学習支援等、学校外の努力の姿を適切に評価してあげることが、児童生徒の自己肯定感を高めるとともに、社会的な自立に向けた支援となります。「不登校は問題行動ではない」という認識に立ち、自分に合ったペースや方法で、自分らしく学ぶことができるよう支援していくことが大切です。

文部科学省は、「義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。（令和元年10月）」としている。

【ICT等を活用した学習活動の例】

- ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習
- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
- ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
- ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習(同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信)

5 保護者を支える

不登校の子どもと直接向き合っている保護者の不安や悩みはとても大きく、それが子どもの心身の状態に影響を与えることもあります。また、家庭的な背景（不和、貧困、虐待、依存、精神疾患など）が子どもに与える影響は大きく、子どもへの支援とともに、保護者（家庭）への支援をする必要があります。

チェック

- 保護者が学校や教師に信頼感をもっているか？
- 保護者がどのような不安や悩みを抱いているのか？
- 保護者は不登校の背景をどのようにとらえているのか？
- 家族が「学校に行かせることが不登校の解決」と過度に考えていないか？
- 家庭的な背景（不和、貧困、虐待、依存、精神疾患など）がないか？
- 本人と兄弟姉妹との関係が良好か？本人は家族に兄弟姉妹と比較されていないか？
- 本人の自己肯定感や自己有用感を育む環境が家庭にあるか？

6 教育相談コーディネーターの役割

具体的な支援を行うためには、課題解決に向けた推進役が必要です。組織的な支援体制を維持し、効果的な支援を行うためには、校内における初動段階のアセスメントをはじめ、関係者との連絡調整や情報の伝達を行う「教育相談コーディネーター」の役割が重要になります。

◆ 教育相談コーディネーターの役割

ポイント

- 相談活動に関わる児童生徒、保護者、教職員等のニーズの把握。
- 相談活動に関わる計画や立案。
- 支援が必要な児童生徒を把握するための「スクリーニング会議」の開催。
- 児童生徒、保護者、教職員に対するSCやSSWの周知と相談の受付。
- SCやSSWと効果的に連携するための調整。
- 個人情報の保護に配慮した、個別相談記録等の情報管理。
- 学年、校内全体、専門機関等を含めた「ケース会議」の実施。
- SC、SSW、専門機関等と連携した校内研修の実施。

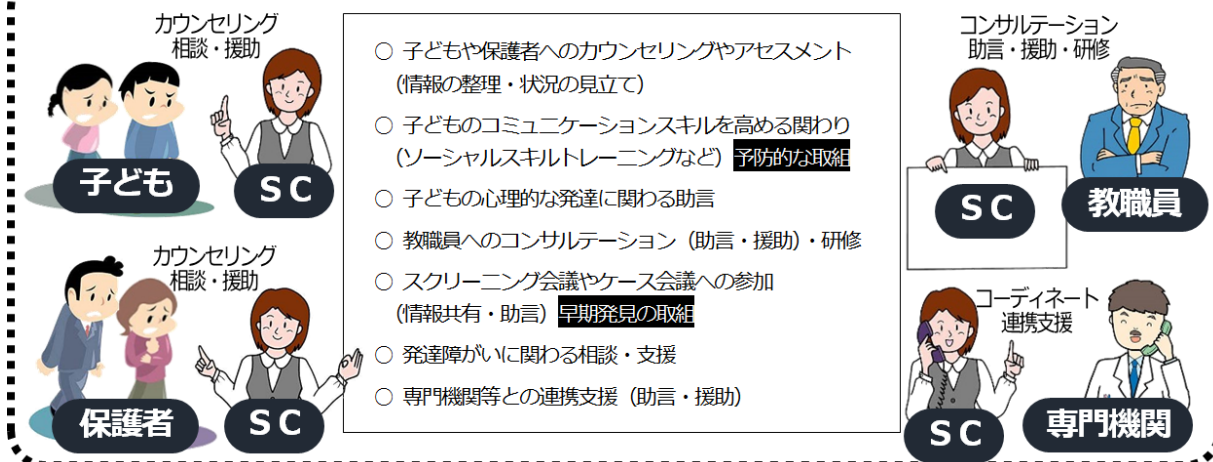
7 スクールカウンセラー（SC）との連携

スクールカウンセラーと効果的に連携するためには、臨床心理学の専門的な理論や技術を身につけている「心の専門家」としての諸機能（カウンセリング・アセスメント等）をどのように支援に結びつけるのか、組織として共通認識しておくことが重要です。

◆ SCの主な職務

- ・子どもや保護者へのカウンセリング活動やアセスメント活動
- ・子どもへの支援に関わるケース会議への参加（情報提供）や助言
- ・専門機関等と連携した支援をするための助言

スクールカウンセラーの役割（活動イメージ）



トピック「外部専門家と連携して学校が主体的に取り組む」

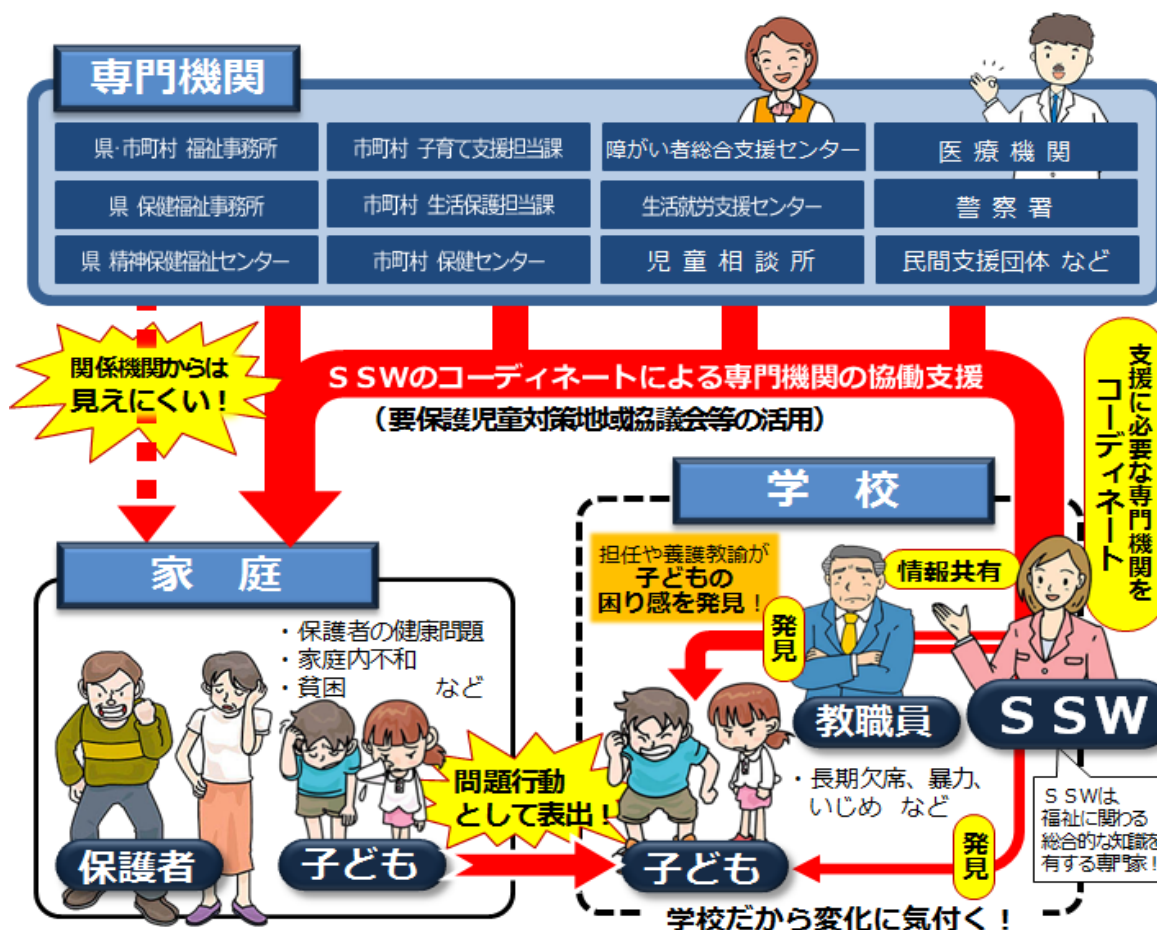
子どもや保護者にとって、スクールカウンセラーなどのように教職員以外にも相談できる外部専門家がいることは、学校や教職員に話しづらいことも相談できるという利点があります。しかし、外部専門家に「任せきり」になってしまうと、「学校は何もしてくれない」と子どもや保護者が感じてしまいます。子どもへの支援は、あくまでも学校が主体的に取り組み、そのために外部専門家と効果的に連携するという視点が大切です。

8 スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

不登校の背景に家庭的な問題（不和、貧困、虐待、依存、精神疾患）があり、学校だけでは解決が困難な場合、複数の専門機関と連携して支援する必要がありますが、効果的な連携をするためには、専門機関との「役割の分担」や「定期的な進捗状況の確認」「情報共有」など様々な調整が必要になり、それは技術的にも時間的にも教職員だけでは難しいものがあります。スクールソーシャルワーカーは福祉に関する総合的な知識と援助技術を有するため、専門機関との連携を適切にコーディネートできます。

◆ スクールソーシャルワーカーの主な職務

- ・子どもや保護者へのアセスメント活動
- ・社会福祉や精神保健福祉に関わる保護者や教職員への助言
- ・家庭訪問や専門機関への同行を含めた家庭支援
- ・専門機関等を含めたケース会議の開催（協働支援体制の構築、連携、調整）
- ・要保護児童対策地域協議会への働きかけ（地域福祉行政との連携体制の構築）



トピック「要保護児童対策地域協議会（要対協）とは？」

要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法に定められたネットワーク会議のことで、要保護児童や要支援児童の情報を地域で共有し、連携して支援することを目的としています。公務員や医師などは守秘義務を遵守する必要があることから、複数の専門機関が連携して支援する場合、連携機関同士の個人情報の共有には注意が必要になりますが、この会議の中では、参加者同士が積極的に情報を共有することができ、知り得た秘密は守られます。協議会の設置主体は市町村担当課ですが、スクールソーシャルワーカーは市町村福祉関係機関をはじめ様々な専門機関との連携について豊富な経験があるため、要保護児童対策地域協議会等を活用しながら総合的な支援を行うことができます。

9 学校外の施設との連携（多様で適切な教育機会の確保）

教育支援センター（中間教室）や民間団体（フリースクール等）などの学校以外の場所で家族以外の人とつながっていただける環境も、社会との大事な接点になっていきます。自分のペースで生活したり、学習を行ったりすることで不安が軽減され、自尊心の高まりや社会的な自立が期待されます。

◆ 教育支援センター（中間教室）の役割

- ・ 不登校児童生徒の集団生活への適応
- ・ 情緒の安定
- ・ 基礎学力の補充
- ・ 基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導
⇒ 不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

令和4年度、教育支援センター（中間教室）は県内 40 市町村に 64 教室が開設され、不登校児童生徒への支援が行われています。通室にあたっては、教育支援センターを運営する市町村教育委員会に届を提出し、通室が開始されます。

学校は教育支援センター（中間教室）との情報連携を密に行うことで、生活や学習の状況を把握し、社会的自立を見据えた個別支援につなげていきます。また、教職員によるセンターへの訪問を行うことで、当該児童生徒との関係を深め、不登校児童生徒が抱く学校への心理的ハードルを下げることも期待できます。

◆ 民間団体（フリースクール等）との連携

【フリースクールとは】

「フリースクール等の民間の団体等は、民間において自主的に設置・運営されており、不登校児童生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング・社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式による学習を行っている。」（文部科学省 フリースクール等に関する検討会議報告より）

子ども・若者支援団体交流サイト 子ども・若者サポートネット信州（長野県次世代サポート課）は、児童生徒の支援をおこなっている県内の民間団体等を検索できるサイトです。〈<https://www.jisedai.pref.nagano.lg.jp/>〉 地域、支援分野、支援内容等選択することで、個々のニーズに添った団体、施設等の情報を入手することが可能です。

学校は、民間団体（フリースクール等）や保護者との情報連携を進め、児童生徒の生活や学習の状況を把握し、児童生徒の社会的自立にむけた継続した支援を心がけていきましょう。

トピック フリースクールを運営する方の声

- ・在籍校との情報連携がまだ十分でないと感じています。可能であれば定期的に情報交換し、フリースクールに通っている子どもの社会的自立に向けた話し合いができればありがたいと感じています
- ・自己肯定感が低下している不登校の子どもに対して、私たちは「これからがスタートだね。心配ないよ。」と伝えています。今後も子どもたちのために、ぜひ学校の先生と一緒に支援をしていけたらと思います。

10 外部専門機関との連携 ～専門機関に「できること」を知る～

外部専門機関との連携とは、学校だけでは解決が困難な課題への対応すべてを専門機関に委ねることではなく、学校と専門機関が互いの専門性を生かして協働することを意味します。まずは、専門機関に「できること」を知りましょう。

背景	専門機関に「できること」の例
児童虐待	<p>市町村の子育て支援担当</p> <p>○児童虐待の一次相談窓口。要保護児童対策地域協議会の事務局。</p> <p>児童相談所</p> <p>○児童虐待の二次相談窓口（緊急性、重篤、複雑な案件）。 ○一時保護や施設への入所措置。</p>

非行・不良行為	市町村の子育て支援担当 ○子育てや家庭に関わる総合的な相談窓口。 児童相談所 ○非行相談、児童自立支援施設等への措置。 警察署 ○スクールサポーター、生活安全課による相談や学校訪問。
家庭内の不和	福祉事務所（県・市）の女性相談担当 県女性相談センター ○女性に関する問題（夫婦、親子、嫁姑、DV等）の一次相談窓口。
家庭の経済状況 地域での孤立	福祉事務所（県・市）の生活保護担当 ○生活保護の受給に関する相談。生活保護世帯への養育・教育支援。 ○母子・ひとり親相談、母子寡婦福祉基金（就学資金等）の貸付。 まいさぼ（生活就労支援センター） ○生活困窮者への就労支援と生活支援。 社会福祉協議会 ○生活福祉資金、日常生活自立支援事業による金銭管理。
心身の健康	市町村保健福祉センターの保健師 県保健福祉事務所の保健師 ○精神保健相談、思春期相談。 医療機関（小児科、児童精神科、心療内科など） ○身体症状も含めた神経症や精神疾患に関する相談、予防、治療。 ○入院等も含めた精神疾患に関する相談、予防、治療。
発達障がい	特別支援学校 ○特別支援学校の教育相談担当による巡回教育相談。 医療機関 ○小児科、児童精神科、心療内科への相談や受診。 障がい者総合支援センター ○発達障がいに関わる相談支援。
ひきこもり	保健福祉事務所（保健所） 県ひきこもり支援センター ○相談、訪問、卒業後の支援の継続。

※スクールソーシャルワーカーは、これらの専門機関との連携を適切にコーディネートします。

参考となる資料

『県民支援相談窓口ハンドブック』長野県、『精神保健福祉ハンドブック』長野県精神保健福祉協議会
『発達障がい支援のための資源ハンドブック』長野県精神保健福祉センター、長野県発達障がい者支援センター

第6章 不登校支援の実績ある取組 ～県内の取組に学ぶ～

不登校支援の取組を充実させるためには、学校の組織づくりが欠かせません。以下に県内の実績ある取組を紹介します。子どもへの支援の参考にするとともに、自校における組織的な支援を充実させるための参考にしましょう。※具体的な取組は別添の『活用事例』を参照

1 効果があった学校の取組

以下の表は、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の「不登校への対応として特に効果があった学校の措置」について、本県

の平均値を項目別に示したものです。

※平成 27 年度の調査以降、調査項目として設定されていないため、過去の参考値としてご覧ください。

項目：特に効果のあった学校の措置（複数回答）		小学校	中学校	高 校
学校内での指導の改善工夫	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	35.9 %	56.7 %	11.8 %
	すべての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	31.7 %	41.4 %	33.0 %
	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	16.8 %	39.8 %	21.9 %
	養護教諭が専門的に指導にあたった。	18.7 %	32.2 %	21.5 %
	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった。	37.6 %	63.4 %	42.4 %
	友人関係を改善するための指導を行った。	26.0 %	39.6 %	17.8 %
	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	31.9 %	53.5 %	20.2 %
	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った。	23.9 %	37.0 %	7.1 %
	様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した。	36.7 %	43.9 %	12.5 %
	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	34.5 %	54.5 %	14.8 %
家庭への働きかけ	登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行ったりした。	35.5 %	65.6 %	26.6 %
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った。	34.1 %	63.6 %	27.6 %
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	32.9 %	61.2 %	31.6 %
他機関との連携	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった。	20.1 %	29.4 %	5.1 %
	病院等の医療機関と連携して指導にあたった。	15.3 %	34.4 %	17.8 %

注）表中の割合（％）は、平成 24～26 年度調査の本県における平均値

2 学校や自治体の取組

以下の①～③は、不登校支援の「実績」があった県内の学校や自治体の取組の中で、共通して効果があると認められるものです。学校単位で取り組むこともできますが、自治体として取り組み成果を上げている地域もあります。

① 子どもが「望ましい人間関係づくり」に取り組む機会を設ける

◆ ソーシャルスキルトレーニング（SST）

対人場面で適切に対応するために用いられる言語的・非言語的行動を習得するための練習をします。

- 子どもの発達段階や「苦手さ」に応じて、ねらいや課題を明確にして取り組む。
- 個別に行うのか集団で行うのかを明確にし、実態に合わせた配慮をする。

◆ 構成的グループエンカウンター（SGE）

課題をグループで行う「エクササイズ」と、その後にグループ内で感じたことや考えたことを語り合う「シェアリング」等で構成される教育活動です。

- 子どもの実態や発達段階に応じて「エクササイズ」を設定する。
- ねらいやルールを丁寧に説明するとともに、活動が苦手な子どもに配慮する。

② 初期対応を徹底する（第3章を参照）

◆ 組織として「過去の欠席状況（日数や背景）の把握」を徹底する

- 子どもの過去の欠席状況（日数や背景）を把握する。
（不登校になる可能性がある子どもに対し、適切な支援を早期に開始するための準備）

◆ 初期段階（欠席3日目まで）の「関わり」を組織として徹底する

- 確実に保護者と連絡を取り合い、欠席の理由や家庭での様子を確認する。
- 管理職に報告し、家庭訪問等の具体的な行動を起こす。
- 支援チームをつくり、具体的な支援策を検討して実行する。

③ 校内に安心できる居場所をつくる

◆ 子どもにとって安心できる「自分の居場所」にするための機能

- 情緒的な安定を支援するための「相談機能」があること。
- 学習の遅れを取り戻すための「学習支援機能」があること。

トピック「市町村教育委員会と福祉担当部局との連携」

市町村の庁舎内で、教育委員会と福祉担当部局を隣り合わせに設置し、兼務する職員（保健師など）を配置することにより、子どもへの支援に関わる日常的な情報の共有を推進することで、教育と福祉が連携した支援を実現している自治体があります。

各学校において、すでに実施している「人間関係づくり」「初期対応のあり方」「校内の居場所づくり」などの取組について、「効果的な取組として組織として徹底できているか？」という視点から見直してみましょう。

第7章

参考となる資料 ～ダウンロードして活用する～

生徒指導や教育相談に活用できる資料等をダウンロードできます。

長野県総合教育センターホームページ

生徒指導や教育相談に関わる資料

長野県総合教育センターHP > 教育情報 > 生徒指導（校内研修・研修用資料）

http://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/kiouhou/seitoku/kensyuu_seitoshidou/index.html

◆ 子どもの SOS を「見逃がさない」ために

- 定期的な「アンケート」と「5分間ショート面接」を繰り返して実施し、子どもの「願い」や「訴え」への丁寧な支援を積み重ね、「相談してよかった」「困ったときは相談しよう」と子どもが思えるような信頼関係をつくりましょう。

◆ 児童生徒理解とチーム支援のための事例検討研修

- 会議を通して協働支援体制を構築するためには、様々な工夫が必要です。目的を明確にし、タイマーで時間を区切りながら会議を進行します。(司会者の読み原稿あり)

(ステップ1)	5分	事例の提示	事例に関わる事実や状況を整理する
(ステップ2)	5分	情報の収集	事例を多面的多角的に理解する
(ステップ3)	5分	目標の設定	解決に向けて一歩前進させる目標を設定する
(ステップ4)	5分	具体策の検討	実行可能で効果を期待できる具体策を複数立案する
(ステップ5)	10分	具体策の発表	支援のための具体策を関連づける
(ステップ6)	5分	会議のまとめ	「いつ」「だれが」「なにを」するのか役割分担する

◆ 子どもの「心の健康問題」 ～子どもの心の健康問題発見シート～

- 子どもは、つらさや悩みなどの自分の気持ちを言葉でうまく表現できず、表情や行動、身体症状となって現れることが多くあります。心の健康問題を早期に発見するためには、教職員による日常の丁寧な観察が重要です。

◆ 子どもとの関係づくり ～教師と子どもの「関係づくり」振り返りシート～

- 教師と児童生徒一人ひとりとの関係づくりや、教師と学級集団との関係づくりを大切にするために活用する「振り返りシート」です。

情報教育（情報モラル、著作権、情報管理）に関する資料

長野県総合教育センターHP > 教育情報 > 情報教育 index

<http://www.edu-ctr.pref.nagano.lg.jp/kiouhou/jousan/jouhou/index.html>

◆ ネットトラブル予防と対応（ワークシート、スライド、読み原稿）

- 「もし自分がネットトラブルに遭遇したら」という危機意識をもって、子どもたち自身がネットや情報通信機器との関わり方について考えるためのワークシート。
- 子どもたち同士のコミュニケーション活動を通して、ネット社会における行動のあり方について学び合います。(ワークシート1枚あたりの実施時間は約10分)

長野県教育委員会ホームページ

生徒指導や教育相談に関する資料

長野県教育委員会 HP > 学校教育 > 生徒指導 > 指導資料 > 指導資料一覧

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/ichiran.html>

◆ 「はばたき」(不登校児童生徒の学びのサポートガイド)

- 不登校児童生徒に向き合う大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が共通認識を持ちながら支援していくためのガイドです。不登校児童生徒への支援のさらなる充実を図っていくためにご活用ください。

◆ 『気づき』と『共有』で自殺予防」リーフレット

- 子どもからのSOSを見逃さないために、そして気づいたSOSに対して教職員はどのように対応したらよいか考えるためのリーフレットです。

◆ 「チームとしての学校教育相談体制」リーフレット

- 生徒指導や教育相談の場面における専門家との連携のあり方について、学校が組織として考えるためのリーフレットです。

◆ 「子どもの自己有用感を育む」リーフレット

- 生徒指導上の諸課題の未然防止に欠かせない「自己有用感」を育むために、授業や学級活動等で「認め合い、支えあう関係」作りを進めていきましょう。

◆ 不登校への支援について考える 「不登校への対応の手引き」(改訂版)

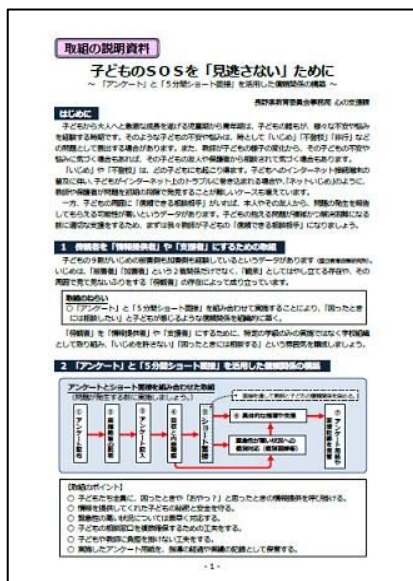
- 学校が組織として子どもたちの社会的な自立を支援するための「ガイドブック」。
- 「子どもを支援する際の参考にする」「研修に活用する」「学校の組織づくりの参考にする」など、不登校への組織的な支援を充実させるために活用しましょう。

◆ 学校生活アンケート ～ 子どものSOSを見逃さないために ～ (改訂版)

- 定期的な「アンケート」と「5分間ショート面接」を繰り返して実施し、子どもの「願い」や「訴え」への丁寧な支援を積み重ね、「相談してよかった」「困ったときは相談しよう」と子どもが思えるような信頼関係をつくりましょう。

◆ いじめ防止啓発リーフレット (小学校低学年用、小学校高学年用、中・高校用)

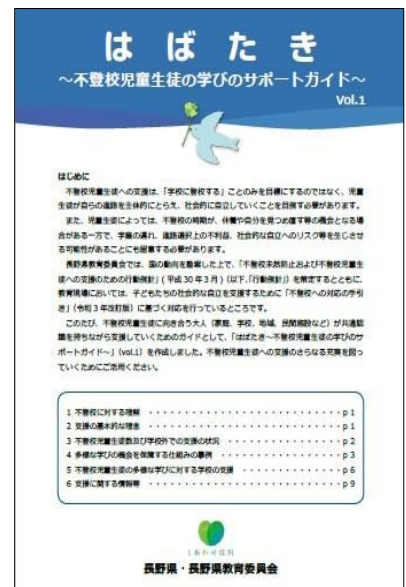
- 「長野県いじめ防止対策推進条例」について学びながら、「いじめ」とどのように向き合うのか、子どもたち自らが考え学び合うためのワークシートです。



「学校生活アンケート」



「チームとしての学校教育相談体制」



「はばたき」

インターネットや情報モラル教育に関わる資料

インターネットを利用できる情報通信機器は、とても便利なツールです。しかし、機器の使用を通して、子どもたちの間に「いじめ」「性的な被害」「詐欺」「依存」など様々な問題が発生していることも事実です。インターネットを介して、子どもたちが被害者にも加害者にもならないために、「未然防止」の視点からご活用ください。

◆「インターネットについてのアンケート」調査結果について

長野県教育委員会HP > 学校教育 > 生徒指導 >

「インターネットについてのアンケート」調査結果

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/ketai/anketo.html>

- ・児童生徒の学校の授業以外におけるインターネットの利用実態を把握し、児童生徒への指導や保護者への啓発活動を推進するために実施した県の調査結果です。

◆ ユビキタス@nagano

長野県教育委員会HP > 学校教育 > 生徒指導 > ユビキタス@nagano (メールマガジン)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/ketai/yubikitasu.html>

- ・インターネットの危険から子どもを守るため、平成 19 年度（2007 年度）から発行しているメールマガジンです。

◆ 子どもの性被害防止教育啓発リーフレット

長野県教育委員会HP > 学校教育 > 生徒指導 >

性被害防止(子どもの性被害防止教育キャラバン隊)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/seihigaiboushi.html>

- ・正しい知識を身につけてインターネットを安全に利用するために、トラブル事例をもとに「子どもたち自らが考え学び合う」ためのリーフレットです。

電話相談窓口一覧「ひとりで悩まないで…」

長野県教育委員会HP > 学校教育 > 生徒指導 > 電話相談 > 学校生活相談

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/sodan.html>

- ・学校生活相談センターをはじめとする、県内の相談窓口の紹介です。

長野県ホームページ

◆ 子ども・若者サポートネット信州

<https://www.jisedai.pref.nagano.lg.jp/>

- ・民間の支援団体を検索し、その団体の概要を知ることができます。

※県教育委員会では、「不登校への支援について考える」に関するご意見や活用事例を募集しています。管理職を通じて、心の支援課までご連絡ください。